○信州大学大学院学則(案)

(平成 16 年 4 月 7 日信州大学学則第 2 号)

改正 平成 16 年 4 月 22 日平成 16 年度学則第 2 号 平成 16 年 9 月 16 日平成 16 年度学則第 3 号 平成26年3月28日平成25年度学則第5号

平成17年3月17日平成16年度学則第5号 平成17年6月16日平成17年度学則第1号 平成18年2月16日平成17年度学則第3号 平成18年3月16日平成17年度学則第5号 平成 18年 12月 21日平成 18年 度学則第 4号 平成 19年 2月 22日平成 18年 度学則第 5号 平成 19 年 12 月 26 日平成 19 年度学則第 3 号 平成 20 年 3 月 19 日平成 19 年度学則第 6 号 平成 21 年 3 月 19 日平成 20 年度学則第 3 号 平成 21 年 5 月 21 日平成 21 年度学則第 2 号 平成 22 年 3 月 26 日平成 21 年度学則第 4 号 平成 22 年 10 月 21 日平成 22 年度学則第 1 号 平成23年3月17日平成22年度学則第3号 平成24年3月29日平成23年度学則第2号 平成 24 年 4 月 19 日平成 24 年度学則第 1 号 平成 24 年 12 月 20 日平成 24 年度学則第 2 号 平成25年2月2日平成24年度学則第4号 平成25年3月15日平成24年度学則第5号

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 収容定員(第7条)
- 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第8条)
- 第4章 研究科長及び運営組織(第9条-第11条)
- 第5章 学年,学期及び休業日(第12条-第14条)
- 第6章 標準修業年限及び在学期間(第15条・第16条)
- 第7章 入学(第17条-第27条)
- 第8章 教育課程(第27条の2-第39条)
- 第9章 修了要件, 学位授与等(第40条-第47条)
- 第10章 休学,復学,転学,留学,退学及び除籍(第48条-第54条)
- 第11章 賞罰(第55条・第56条)
- 第12章 科目等履修生(第57条-第63条)
- 第13章 研究生(第64条-第68条)
- 第 14 章 聴講生(第 69 条 第 74 条)
- 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生(第75条-第83条)
- 第16章 外国人留学生(第84条-第87条)
- 第17章 授業料,入学料,検定料及び寄宿料(第88条-第92条)
- 第18章 特別の課程(第92条の2・第93条)
- 第19章 補則(第94条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究 し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及 び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(自己点検及び自己評価)

- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、 組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果 を公表するものとする。
- 2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。 (研究科)
- 第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

人文科学研究科

教育学研究科

経済·社会政策科学研究科

理工学系研究科

農学研究科

医学系研究科

総合工学系研究科

法曹法務研究科

2 前項の法曹法務研究科は、専門職大学院とする。

(課程)

- 第4条 人文科学研究科,教育学研究科,経済・社会政策科学研究科,理工学系研究科及 び農学研究科に修士課程を置き,医学系研究科に修士課程及び博士課程を置き,総合 工学系研究科に後期3年の課程のみの博士課程を置く。
- 2 医学系研究科の博士課程は,第5条に規定する医学系専攻及び疾患予防医科学系専攻の4年の博士課程並びに同条に規定する保健学専攻の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし、博士前期課程は,これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする

- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 第4条の2 教育学研究科及び法曹法務研究科に、専門職学位課程を置く。
- 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 3 教育学研究科に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院とする。
- 4 法曹法務研究科に置く専門職学位課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院とする。

(専攻)

第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

人文科学研究科

地域文化専攻

言語文化専攻

教育学研究科

(修士課程)

学校教育専攻

(専門職学位課程)

高度教職実践専攻

経済・社会政策科学研究科

経済·社会政策科学専攻

イノベーション・マネジメント専攻

理工学系研究科

数理·自然情報科学専攻

物質基礎科学専攻

地球生物圏科学専攻

機械システム工学専攻

電気電子工学専攻

十木工学専攻

建築学専攻

物質工学専攻

情報工学専攻

環境機能工学専攻

繊維 · 感性工学専攻

機械・ロボット学専攻

化学·材料専攻 応用生物科学専攻

農学研究科

食料生産科学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻

機能性食料開発学専攻

医学系研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学系専攻 疾患予防医科学系専攻 保健学専攻

総合工学系研究科

生命機能・ファイバー工学専攻 システム開発工学専攻 物質創成科学専攻 山岳地域環境科学専攻 生物・食料科学専攻

法曹法務研究科

法曹法務専攻

(組織の編制)

- 第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。
- 2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

第2章 収容定員

(収容定員)

第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導

(大学院の授業及び大学院における研究指導)

- 第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。
- 2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

第9条 本大学院の各研究科(法曹法務研究科を除く。)に研究科長を置き、次のとおり、 信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

人文科学研究科長	人文科学系長
教育学研究科長	教育学系長
経済・社会政策科学 研究科長	社会科学系長
理工学系研究科長	理学系長、工学系長及び繊維学系長の輪番
農学研究科長	農学系長
医学系研究科長	医学系長
総合工学系研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番

- 2 法曹法務研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。
- 3 前項の研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。 (教育研究評議会)
- 第10条 本大学院の管理, 運営その他本大学院における重要事項の審議は, 国立大学法 人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において行う。 (大学院研究科委員会)
- 第11条 各研究科に、教育課程の編成、学生の入学及び退学その他の当該研究科における重要事項(教員人事マネジメント、研究マネジメント及び予算決算に関する事項は除く。)を審議するため、大学院研究科委員会(法曹法務研究科にあっては、研究科教授会。以下「研究科委員会」という。)を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年,学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は,4月1日に始まり,翌年3月31日に終わる。 (学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該 各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

- 第14条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。 第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

- 第 15 条 修士課程,博士前期課程及び教育学研究科の専門職学位課程の標準修業年限は, 2年とする。
- 2 医学系研究科博士課程(博士前期課程及び博士後期課程を除く。以下同じ。)の標準修業年限は、4年とする。
- 3 博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 法曹法務研究科の専門職学位課程の標準修業年限は,3年とする。 (在学期間)
- 第16条 修士課程,博士前期課程及び教育学研究科の専門職学位課程の学生は4年,医学系研究科博士課程の学生は8年,博士後期課程,総合工学系研究科博士課程及び法曹法務研究科の専門職学位課程の学生は6年を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず, 第24条又は第25条の規定により入学した学生は, 第27条 により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

- 第 18 条 修士課程,博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に 該当する者とする。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が 定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を その後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい 学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における 15年の課程を修了した者であって、本大学院の 定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教 育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するも のの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得し たと認めたもの
- 第19条 医学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教

育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し, その最終の課程が医学, 歯学, 薬学又は獣医学であった者

- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を その後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい 学力があると認めたもの
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学 (修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力 があると認めた者で、24歳に達したもの
- (8) 大学における医学, 歯学, 薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程に4年以上在学した者であって, 本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教 育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するも のの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者 であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 第19条の2 医学系研究科博士後期課程の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置 法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総

会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を 修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校,第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 第 20 条 総合工学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校,第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し,大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し,修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
 - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料 及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の決定)

- 第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。 (入学手続及び入学許可)
- 第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。) に入学を許可する。
- 第23条の2 本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程(博士前期課程を除く。)に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

(編入学及び再入学)

- 第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。 (転入学)
- 第 25 条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、 選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項に定めるもののほか, 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして 当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が 別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学してい る者で, 本大学院への入学を志願する者がある場合は, 選考の上, 相当年次に入学を 許可することがある。

(研究科間の転科等)

- 第26条 修士課程又は博士前期課程の学生で、他の研究科の修士課程又は博士前期課程 に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することがある。
- 2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することがある。 (編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)
- 第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目 及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科 委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

- 第27条の2 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために 必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課 程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(博士課程学位プログラム)

- 第27条の3 本大学院は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。
 - (1) ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム
 - (2) サスティナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム
- 2 博士課程学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。 (教育方法)

- 第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
- 2 教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目,単位数及び履修方法)

- 第29条 授業科目,その単位数及び履修方法については,各研究科において定める。 (授業の方法)
- 第30条 授業は,講義,演習,実験,実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの 併用により行うものとする。
- 2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

- 第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする 内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験,実習及び実技については,30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし,芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 一の授業科目について,講義,演習,実験,実習又は実技のうち2以上の方法の併用 により行う場合の単位数を計算するに当たっては,その組み合わせに応じ,前項各号 に規定する基準により,別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。 (単位の授与)
- 第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績の評価)

第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、 秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評 語を用いることができる。

(他の研究科の授業科目の履修等)

- 第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

- 第35条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、 学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する 休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大 学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。
- 5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究 科において定める。

- 第35条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議 に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、32 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他大学院等における研究指導)

- 第36条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程又は博士前期課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の 在学期間に算入する。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。 (入学前の既修得単位の取扱い)
- 第37条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第37条の2 教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科において教育上有益と 認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院又は外国の大学院若しくは国際 連合大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得し

- た単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により 修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第35条の2の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(法曹法務研究科における在学期間の短縮)

第37条の3 法曹法務研究科において第37条の2の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後,修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

- 第37条の4 法曹法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第42条の2に規定する在学期間については1年を超えない範囲で在学し、同条に規定する単位については32単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第 37条の3の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとす る。
- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第1項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)は、第35条の2及び第37条の2の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第35条の2第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。

(教育課程の計画的特例履修)

第38条の2 各研究科(修士課程又は博士前期課程を置く研究科に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、第15条に定め

る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを修士課程又は博士前期課程の学生(標準修業年限の最終年次の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えることはできない。 (教育方法の特例)
- 第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めると ころにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適 当な方法により教育を行うことができる。

第9章 修了要件,学位授与等

(修士課程又は博士前期課程の修了要件)

- 第40条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。(博士課程(博士前期課程を除く。)の修了要件)
- 第41条 医学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 総合工学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、10単位以上 を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格す ることとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げた と認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び第40条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間(2年を限度とする。)を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間もって修士課程又は博士前期課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件等)

- 第42条の2 教育学研究科の専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学 し、45単位以上を修得することとする。
- 2 法曹法務研究科の専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

- 第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下この 条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該 研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるとき は、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講 師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。
- 2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。
- 3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、 学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。
- 4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

- 第44条 前条の決定に基づき、学長が課程修了の認定を行う。
- 第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科にあっては,第42条の2の要件を満たした者について,当該研究科委員会の議を経て,学長が課程修了の認定を行う。

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することがある。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号) の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

- 第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる 教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学,復学,転学,留学,退学及び除籍(休学)

- 第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師 の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。
- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合 には、1年を超えて許可することができる。
- 3 休学期間は通算して、修士課程、博士前期課程及び教育学研究科の専門職学位課程に あっては2年、医学系研究科博士課程にあっては4年、博士後期課程及び総合工学系研 究科博士課程にあっては3年、法曹法務研究科の専門職学位課程にあっては3年を超え ることはできない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は,第16条の在学期間に算入しない。 (復学)

- 第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。
- 2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 3 疾病により休学した者が復学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

- 第 52 条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、 学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。
- 2 第 35 条第 2 項及び第 5 項並びに第 36 条の規定は、前項の規定により外国の大学院等 へ留学する場合に準用する。

- 3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。 (退学)
- 第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第54条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が 除籍する。
 - (1) 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者
 - (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者
 - (4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
 - (6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに 納付しないもの

第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に価する行為があった者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。 第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修 し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を 許可することがある。
- 2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。
- 第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。
- 第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。
- 第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

- 第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。
- 第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、 単位修得証明書を交付することがある。
- 第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第13章 研究生

(研究生)

- 第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある ときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入 学を許可することがある。
- 2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。
- 第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。
- 第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。
- 第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を 準用する。

第14章 聴講生

(聴講生)

- 第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、 当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可 することがある。
- 2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。
- 第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。
- 第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。
- 第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。
- 第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することがある。
- 第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を 準用する。

第15章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期)

- 第77条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料)

- 第78条 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。 (特別聴講学生及び特別研究学生の授業料)
- 第79条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業 科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。
- 2 特別研究学生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。
- 第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講学生と して受入れる場合の授業料は、徴収しない。
 - (1) 国立大学(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設置される大学をい う。以下同じ。)の大学院の学生
 - (2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に 基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
 - (3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について,あらかじめ教育研究 評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の 大学院の学生
- 第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究学生として 受け入れる場合の授業料は、徴収しない。
 - (1) 国立大学の大学院の学生
 - (2) 大学間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収について,あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

(特別聴講学生及び特別研究学生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究学生については、本大学 院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生及び特別研究学生に関する細目)

第83条 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。 第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第84条 外国人で, 我が国において教育を受ける目的をもって入国し, 本大学院に入学 を志願する者があるときは, 選考の上, 外国人留学生として入学を許可することがで きる。
- 第85条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。) に基づく外 国人留学生に係る授業料,入学料及び検定料は,徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか,外国人留学生については,本大学院の学生の規定を 適用する。

第17章 授業料,入学料,検定料及び寄宿料

(授業料等)

- 第88条 授業料,入学料,検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は,別に定める。 (退学等の場合の授業料)
- 第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。
- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。
- 3 授業料,入学料,検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は,別に定める。 (入学料,授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)
- 第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその 他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若 しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。
- 2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。
- 3 入学料,授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は,別に定める。 (既納の授業料等)

- 第91条 納付した授業料,入学料,検定料及び寄宿料は,返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。
 - (1) 入学を許可されたとき納付した授業料であって,3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額
 - (2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額
 - (3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定 に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業 料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生,研究生及び聴講生の検定料,入学料及び授業料の額は,別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

- 第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を 交付することができる。
- 2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。
- 第93条 削除

第19章 補則

(規程等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。
- 4 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院学則(平成6年信州大学規程第260号。以下「旧大学院学則」という。)の規定により、旧大学の大学院(以下「旧大学院」という。)に入

学した学生が在学しなくなる日までの間,存続するとされた旧大学院の専攻に関する 旧大学院学則の規定は,当該学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき 国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院(以下「新大学院」という。)に在学 しなくなる日までの間,平成16年4月1日以後も,なおその効力を有する。

5 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学則の規定は、別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 16 年度	平成 17 年度
医学研究科	医学系専攻	96	144
	加齢適応医科学系専攻	28	42

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 16 年度
工学系研究科	生物機能工学専攻	38

附 則(平成16年4月22日平成16年度学則第2号)

この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成 16 年 9 月 16 日平成 16 年度学則第 3 号)

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度学則第5号)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第23条の2を、同条中「修士課程」を「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。
- 3 平成17年3月31日に置かれている工学系研究科地球環境システム科学専攻,生物機能工学専攻,材料工学専攻及びシステム開発工学専攻は,この学則による改正後の規定にかかわらず,平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間,存続するものとする。この場合において,当該専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 17 年度	平成 18 年度
工学系研究科	地球環境システム科学専攻	12	6
	生物機能工学専攻	26	13
	材料工学専攻	18	9
	システム開発工学専攻	20	10

4 総合工学系研究科生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 17 年度	平成 18 年度
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	15	30
	システム開発工学専攻	12	24
	物質創成科学専攻	7	14
	山岳地域環境科学専攻	8	16
	生物・食料科学専攻	7	14

5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 17 年度	平成 18 年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則(平成17年6月16日平成17年度学則第1号) この学則は、平成17年6月16日から施行する。

附 則(平成 18年2月16日平成17年度学則第3号) この学則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則(平成 18年3月16日平成17年度学則第5号) この学則は、平成18年3月16日から施行する。 附 則(平成18年12月21日平成18年度学則第4号) この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度学則第5号)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 医学系研究科保健学専攻の平成19年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成 19 年度
		14

附 則(平成19年12月26日平成19年度学則第3号) この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月19日平成19年度学則第6号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日平成20年度学則第3号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成 21 年度
		14

4 医学系研究科医学系専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

江 宏	事功々	収容定員		
研究科名 専攻名 		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医学系研究科	医学系専攻	188	184	180

5 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

			収容定員	
研究科名	専攻名	平成 2	1 年度	平成22年度
		博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
医学系研究科	保健学専攻	14	4	8

附 則(平成21年5月21日平成21年度学則第2号) この学則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成22年3月26日平成21年度学則第4号)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、 この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従 前の例による。
- 3 工学系研究科機械システム工学専攻,電気電子工学専攻,社会開発工学専攻,物質工 学専攻,情報工学専攻,環境機能工学専攻,素材開発工学専攻,機能機械学専攻及び 精密素材工学専攻の平成22年度における収容定員は,別表第1収容定員表の規定にか かわらず,附則別表第1のとおりとする。
- 4 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
柳九件名	导	平成 22 年度
工学系研究科	機械システム工学専攻	59
	電気電子工学専攻	81
	社会開発工学専攻	76
	物質工学専攻	51

情報工学専攻	85
環境機能工学専攻	35
素材開発化学専攻	36
機能機械学専攻	41
精密素材工学専攻	35

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 22 年度	平成 23 年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98	76

附 則(平成22年10月21日平成22年度学則第1号) この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則(平成23年3月17日平成22年度学則第3号)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる 教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の 規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月29日平成23年度学則第2号)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成24年度における収容定員は、附則別表1のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

附則別表第1 (附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
初九件石	导权石	平成 24 年度		
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16		
	物質基礎科学専攻	26		
	地球生物圏科学専攻	28		
	機械システム工学専攻	32		
	電気電子工学専攻	45		

社会開発工学専攻	40
物質工学専攻	30
情報工学専攻	45
環境機能工学専攻	20
応用生物科学専攻	21
繊維システム工学専攻	21
素材開発化学専攻	21
機能機械学専攻	23
精密素材工学専攻	20
機能高分子学専攻	23
感性工学専攻	21
=	432

3 理工学系研究科の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第3項関係)

加州力	専攻名	収容定員
研究科名 	导 以石	平成 24 年度
理工学系研究科	数理·自然情報科学専攻	16
	物質基礎科学専攻	26
	地球生物圏科学専攻	28
	機械システム工学専攻	32
	電気電子工学専攻	45
	土木工学専攻	12
	建築学専攻	30
	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	45
	環境機能工学専攻	20
	繊維・感性工学専攻	34
	機械・ロボット学専攻	28
	化学・材料専攻	64
	応用生物科学専攻	24
	計	434

4 医学系研究科医科学専攻の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第4項関係)

研究科名	東水夕	収容定員
	守 权石	平成 24 年度
医学系研究科	医科学専攻	32

5 平成24年3月31日に置かれている医学系研究科医学系専攻,臓器移植細胞工学医科学系専攻及び加齢適応医科学系専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成24年度から平成26年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとする。

附則別表第4 (附則第5項関係)

加加利力	専攻名		収容定員	
研究科名 	号·以名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学系研究科	医学系専攻	132	88	44
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	42	28	14
	加齢適応医科学系専攻	42	28	14

6 医学系研究科医学系専攻及び疾患予防医科学系専攻の平成24年度から平成26年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第5のとおりとする。

附則別表第5 (附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員			
101 九代石	守	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
医学系研究科	医学系専攻	40	80	120	
	疾患予防医科学系専攻	8	16	24	

附 則(平成24年4月19日平成24年度学則第1号)

この学則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則(平成24年12月20日平成24年度学則第2号)

この学則は、平成24年12月20日から施行する。ただし、この学則による改正後の第38条の2及び第86条の規定については、平成25年2月2日から施行する。

附 則(平成25年2月2日平成24年度学則第4号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日平成 24 年度学則第 5 号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日平成 25 年度学則第 5 号) この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科の教科教育専攻は、この学則による 改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、 存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成28年度における収容定員は、 附則別表第1のとおりとし、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の 種類は、なお従前の例による。
- 3 教育学研究科の学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	車が夕	収容定員
研先件 名	専攻名 	平成28年度
教育学研究科	教科教育専攻	
	国語教育専修	3
	社会科教育専修	4
	数学教育専修	3
	理科教育専修	4
	音楽教育専修	3
	美術教育専修	3
	保健体育専修	3
	技術教育専修	3
	家政教育専修	3
	英語教育専修	3

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
初九代石	等 及石	平成 28 年度		
教育学研究科	学校教育専攻	20		
	高度教職実践専攻	20		

別表第1(第7条関係)

収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程	修士課程及び		博士前期	専門職学位	
,,,,,,,		博士前期	期課程	課程を除く		課程	
		収容定	入学定	収容定員	入学定	収容	入学
		員	員		員	定員	定員
人文科学研究	地域文化専攻	10	5				
科	言語文化専攻	10	5				
	計	20	10				
教育学研究科	学校教育専攻	40	20				
	高度教職実践専攻					40	20
	計	40	20			40	20
経済・社会政 策科学研究科	経済・社会政策科 学専攻	12	6				
	イノベーション・ マネジメント専攻	20	10				
	計	32	16				
理工学系研究 科	数理・自然情報科 学専攻	32	16				
	物質基礎科学専攻	52	26				
	地球生物圏科学専攻	56	28				
	機械システム工学	64	32				
	専攻						
	電気電子工学専攻	90	45				
	土木工学専攻	24	12				
	建築学専攻	60	30				
	物質工学専攻	60	30				
	情報工学専攻	90	45				
	環境機能工学専攻	40	20				
	繊維・感性工学専 攻	68	34				
	機械・ロボット学 専攻	56	28				
	化学・材料専攻	128	64				
	応用生物科学専攻	48	24				
	計	868	434				
農学研究科	食料生產科学専攻	40	20				
	森林科学専攻	34	17				
	応用生命科学専攻	32	16				
	機能性食料開発学	32	16				

	専攻						
	計	138	69				
医学系研究科	医科学専攻	24	12				
	医学系専攻			160	40		
	疾患予防医科学系			32	8		
	専攻						
	保健学専攻	28	14	12	4		
	計	52	26	204	52		
総合工学系研	生命機能・ファイ			45	15		
究科	バー工学専攻						
	システム開発工学			36	12		
	専攻						
	物質創成科学専攻			21	7		
	山岳地域環境科学			24	8		
	専攻						
	生物・食料科学専			21	7		
	攻						
	計			147	49		
法曹法務研究 科	法曹法務専攻						
合計		1, 150	575	351	101	40	20
		1, 100	919	551	101	40	۵0

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科 名	専攻名等		教育職員免許 状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
	哲学分 野 地域文化	哲学分	中学校教諭専 修免許状	社会
		野	高等学校教諭 専修免許状	公民
人文科 学研究	専攻	厚攻 史学分	中学校教諭専 修免許状	社会
科	野		高等学校教諭 専修免許状	地理歴史
		国語コ	中学校教諭専 修免許状	国語
		1.4	高等学校教諭 専修免許状	国語

			中京社会本	
	رِ ا	英語コ ース	中学校教諭専 修免許状	英語
			高等学校教諭 専修免許状	英語
		ドイツ 語コー ス	中学校教諭専 修免許状	ドイツ語
	l l'		高等学校教諭 専修免許状	ドイツ語
教育学研究科	学校教育専攻		幼稚園教諭専 修免許状	
			小学校教諭専 修免許状	
			中学校教諭専 修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語,地理歴史,公民,数学,理科,音 楽,美術,工芸,書道,保健体育,家庭, 英語
			特別支援学校 教諭専修免許 状	知的障害者,肢体不自由者,病弱者
	高度教職実践専攻		幼稚園教諭専 修免許状	
			小学校教諭専 修免許状	
			中学校教諭専 修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語
理工学系研究科	数理・自然情報科 学専攻		中学校教諭専 修免許状	数学
			高等学校教諭 専修免許状	数学
	物質基礎科学専攻		中学校教諭専 修免許状	理科
			高等学校教諭 専修免許状	理科
	地球生物圏科学専 攻		中学校教諭専 修免許状	理科

	森林科学 専攻	理科コース	中学校教諭専 修免許状	理科
			高等学校教諭 専修免許状	理科
		農業コ ース	高等学校教諭 専修免許状	農業
	応用生命科学専攻		中学校教諭専 修免許状	理科
			高等学校教諭 専修免許状	理科
	機能性食料開発学専攻		中学校教諭専 修免許状	理科
			高等学校教諭 専修免許状	理科

備考 免許教科又は特別支援教育領域欄のうち、特別支援教育領域とは、知的障害者、 肢体不自由者、病弱者をいう。

信州大学大学院学則の変更事項

1. 趣旨

教育学研究科の教科教育専攻の学生募集を停止し、専門職学位課程である高度教職実践専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項から教科教育専攻を削除し、高度教職実践専攻を追加するとともに、入学定員、収容定員、教育職員免許状の種類を改める。

3. 施行日

平成28年4月1日

	킡	៷	X	孙	X	孙	弦	孙	间	兼	皿	衣	脳	茶
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		띰		殊						現				行
第1条~第4条(略)								第1条~第4条 (略)	第4条 ((盤)				
第4条の2 <u>教育学研究科及び</u> 法曹法務研究科に,専門職学位課程を置く。 2 専門職学位課程は,高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越 1 * やユナばえものしエフ	法曹法務	研究科になめられる	:, 専門耶 5職業を	戦学位課 担うたδ	程を置く ろの深い	、 学識及(//卓越	第4条页2 専門	5.2 法: 競学位語	1条の2 法曹法務研究科に 専門職学位課程は, 高度の専 1、キセコキエが 3.4 の 1. ユ 2	究科に, 5度の専	専門職学	学位課程められる	第4条の2 法曹法務研究科に,専門職学位課程を置く。 2 専門職学位課程は,高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越 1 ****+********************************
- しん能力を増えまする。 <u>3</u>	学位課程	よ,車らま	<u> 牧員養成</u>	07×0)教育を	行うこと	が 田		E/J/A	7 6 6	Š			
的とする教職大学院とする。	ı													
43 法曹法務研究科に置く専門職学位課程は,	職学位課		専ら法曹養成のための教育を行うこと	養成のた	あの数	育を行う	N	3 法曹	法務研?	完科(2置	〈専門職	学位課程	以, 専	法曹法務研究科に置く専門職学位課程は, 専ら法曹養成のための教育を行うことを
を目的とする法科大学院とする。	F 3°							目的。	こする社	目的とする法科大学院とする。	きとする。			
(専攻)								(専攻)						
第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。	次の専攻	を置く。						第5条	本大亭	第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。	举亿, 2	への専攻	を置く。	
人文科学研究科								人为	人文科学研究科	记科				
地域文化専攻									地域文化専攻	化専攻				
言語文化専攻									言語文化専攻	化専攻				
教育学研究科								教育	教育学研究科					
(修士課程)														
学校教育専攻								TI TINI	学校教育専攻 教科教育専攻	育専攻 育専攻				
(専門職学位課程)														
高度教職実践専攻														
経済・社会政策科学研究科								経済	 社会 	経済・社会政策科学研究科	开究科			
経済・社会政策科学専攻	及								経済・	経済·社会政策科学専攻	科学専巧			
イノベーション・マネジメント専攻	ジメント	専攻							ベント	イノベーション・マネジメント専攻	・マネジ	メント	郭汝	

为	坦	张	現	
理工学系研究科			理工学系研究科	
数理·自然情報科学専攻			数理·自然情報科学専攻	
物質基礎科学専攻			物質基礎科学専攻	
地球生物圈科学専攻			地球生物圈科学専攻	
機械システム工学専攻			機械システム工学専攻	
電気電子工学専攻			電気電子工学専攻	
土木工学専攻			土木工学専攻	
建築学専攻			建築学専攻	
物質工学専攻			物質工学専攻	
情報工学専攻			情報工学専攻	
環境機能工学専攻			環境機能工学専攻	
繊維・感性工学専攻			繊維・感性工学専攻	
機械・ロボット学専攻			機械・ロボット学専攻	
化学·材料専攻			化学·材料専攻	
応用生物科学専攻			応用生物科学専攻	
農学研究科			農学研究科	
食料生産科学専攻			食料生産科学専攻	
森林科学専攻			森林科学専攻	
応用生命科学専攻			応用生命科学専攻	
機能性食料開発学専攻			機能性食料開発学専攻	
医学系研究科			医学系研究科	
(修士課程)			(修士課程)	
医科学専攻			医科学専攻	
(博士課程)			(博士課程)	
医学系専攻			医学系専攻	
疾患予防医科学系専攻			疾患予防医科学系専攻	

数 正 ※	現	千
保健学専攻 総合工学系研究科 生命機能・ファイバー工学専攻 システム開発工学専攻 物質創成科学専攻 山岳地域環境科学専攻 生物・食料科学専攻 法曹法務研究科 法曹法務事攻	保健学専攻 総合工学系研究科 生命機能・ファイバー工学専攻 システム開発工学専攻 物質創成科学専攻 山岳地域環境科学専攻 生物・食料科学専攻 法曹法務研究科 法曹法務研究科	
第6条~第14条(略)	第6条~第14条(略)	
(標準修業年限) 第15条 修士課程, 博士前期課程及び教育学研究科の専門職学位課程の標準修業年限 は、2年とする。 2 医学系研究科博士課程(博士前期課程及び博士後期課程を除く。以下同じ。)の標準 修業年限は、4年とする。 3 博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。 4 <u>法曹法務研究科の専門職学位課程の標準修業年限は、3年とする。</u> (在学期間) 第16条 修士課程, 博士前期課程 <u>及び教育学研究科の専門職学位課程</u> の学生は4年, 医学系研究科博士課程の学生は8年, 博士後期課程, 総合工学系研究科博士課程及 び <u>法曹法務研究科の専門職学位課程の学生は6年を超えて在学することができない。</u> い。。 2 前項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第2	標準修業年限) 標準修業年限 第15条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。 司じ。)の標準 2 医学系研究科博士課程(博士前期課程及び博士後期課程を除く。以下同じ。)の標準修業年限は、4年とする。 とする。 3 博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。 (在学期間) 2 対博士課程及 (本学期間) 2 対博士課程及 (本学期間) 2 対博工課程及 (本学期間) 2 対博工課程及 (本学生は4年、第16条 修士課程及び博士前期課程の学生は4年、医学系研究科博士課程の学生は8年をとずる。 とができな 超えて在学することができない。 2 前項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第2 学生は、第2 2 前項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第2	2年とする。 程を除く。以下同じ。)の標準 業年限は,3年とする。 系研究科博士課程の学生は8 1職学位課程の学生は6年を こより入学した学生は,第2

改 正 案	現
7条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。	7条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学するこができない。
第7章 入学	第7章 入学
(入学の時期)	(入学の時期)
第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。	第17条 入学の時期は,学年又は学期の始めとする。
(入学資格)	(入学資格)
第18条 修士課程,博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格者は,次の各号の一 第	第18条 修士課程,博士前期課程及び <u>法曹法務研究科</u> 専門職学位課程の入学資格者
に該当する者とする。	は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)~(13)(略)	(1)~ (13) (略)
第19条~第27条の3 (略) 第	第19条~第27条の3(略)
(教育方法)	(教育方法)
第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を 第	第28条 本大学院の各研究科(法曹法務研究科を除く。)の教育は, 授業科目の授業及
除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。	び研究指導によって行う。
2 <u>教育学研究科高度教職実践専攻及び</u> 法曹法務研究科の教育は、授業科目の授業によって、	法曹法務研究科の教育は,授業科目の授業によって行う。
って打つ。	
第29条~第34条 (略) 第	第29条~第34条(略)
(他の大学院等における授業科目の履修)	(他の大学院等における授業科目の履修)
第 35 条 研究科(<u>教育学研究科高度教職実践専攻及び</u> 法曹法務研究科を除く。以下こ 第 の 条において同じ、)において 教育 ト右法と認める とまけ、 他の 大学院 との 位業 に	第35条 研究科(法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは,他の大学院との協議に基づき,学生が当該大学院の授業科目
よった。ハイスのでは、これをは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、 基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。	を履修することを認めることができる。
2~7 (略)	2~7 (略)

改 正 來		現	行
(他大学院等における研究指導)		(他大学院等における研究指導)	
第36条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下こ	除く。以下こ	第36条 研究科(法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上	おいて同じ。)において教育上
の条において同じ。)において教育上有益と認めるときは,他の大学院又は研究所	院又は研究所	有益と認めるときは,他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との	「他大学院等」という。) との
等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき,学生が他大学院等において必	等において必	協議に基づき,学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めるこ	計算を受けることを認めるこ
要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において,国立及び公	, 国立及び公	とができる。この場合において,国立及び公立以外の研究所等において必要な研究)研究所等において必要な研究
立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは,教育研究	は, 教育研究	指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。)議を経るものとする。
評議会の議を経るものとする。			
2~4 (略)		2~4 (略)	
(入学前の既修得単位の取扱い)		(入学前の既修得単位の取扱い)	
第37条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。) におい	深く。)におい	第37条 研究科(法曹法務研究科を除く。)において教育上有益と認めるときは,学生	育上有益と認めるときは, 学生
て教育上有益と認めるときは,学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合	及び国際連合	が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業	含む。)において履修した授業
大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生とし	等履修生とし	科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を,本大学	した単位を含む。)を,本大学
て修得した単位を含む。)を,本大学院における授業科目の履修により修得したも	り修得したも	院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	なすことができる。
のとみなすことができる。			
2~3 (略)		2~3 (略)	
第37条の2 教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科において教育上有益	て教育上有益	第37条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に	りるときは,学生が本大学院に
と認めるときは,学生が本大学院に入学する前に大学院又は外国の大	大学院若しくは	入学する前に大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学において履修した授	単合大学において履修した授
国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位(科目	等履修生とし	業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を,本大	得した単位を含む。)を,本大
て修得した単位を含む。)を,本大学院に入学した後の本大学院における授業科目	ナる授業科目	学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみな	多により 修得したものとみな
の履修により修得したものとみなすことができる。		すことができる。	
2 (略)		2 (略)	
第37条の3~第42条 (略)		第37条の3~第42条 (略)	
(専門職学位課程の修了要件等)		(専門職学位課程の修了要件等)	
第 42 条の 2 数音学研究科の専門職学位課程の修了の要体は 当該課程	当該課程に2年以上在	質 49 冬 ∩ 9	

	改	王	案	現	行
学し,45単位 2 法曹法務研究 6 単位以上を4	学し、45単位以上を修得することとする。 法曹法務研究科の専門職学位課程の修了の要件は、 6 単位以上を修得することとする。		当該課程に3年以上在学し,9	専門職学位課程の修了の要件は,当該課 することとする。	専門職学位課程の修了の要件は,当該課程に3年以上在学し,96 単位以上を修得-ろこととする。
(学位論文の規 第43条 各研究 この条におい め、当該研究 と認めるとき 教授、催教授	(学位論文の提出及び審査並びに最終試験) 43条 各研究科(<u>教育学研究科高度教職実践専攻及び</u> 法曹法務研究科この条において同じ。)の研究科委員会は,学位論文の審査,最終試め,当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会にと認めるときは,准教授をもって代えることができる。)及び研究指数授, 准教授, 補勤又は助教をもって紀念する審査委員会を設ける。	終試験) 教職実践専攻及び 員会は,学位論文の 人以上の教授(当該 えることができる。 で組織する審査委員	(学位論文の提出及び審査並びに最終試験) 第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下 この条において同じ。)の研究科委員会は,学位論文の審査,最終試験等を行うた め,当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要 と認めるときは,准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した 教授,准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。	(学位論文の提出及び審査並びに最終試験) 第43条 各研究科(法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員 会は,学位論文の審査,最終試験等を行うため,当該研究科委員会で選出する2人 以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは,准教授をもって代え ることができる。)及び研究指導を担当した教授,准教授,講師又は助教をもって 組織する審査委員会を設ける。) 以下この条において同じ。)の研究科委員 ため,当該研究科委員会で選出する2人 要と認めるときは,催教授をもって代え た教授,催教授,講師又は助教をもって
2~4 (略) (課程修了の認定) 第 44 条 前条の決定に 第 44 条の 2 数有学研: 条の 2 の要件を満た 了の認定を行う。 第 45 条~第 47 条 (略)	2~4 (略) (課程修了の認定) 第 44 条 前条の決定に基づき,学長が課程修了の認定を行う。 第 44 条の 2 <u>教育学研究科高度教職実践専攻及び</u> 法曹法務研究科にあっ 条の 2 の要件を満たした者について,当該研究科委員会の議を経て, 了の認定を行う。 第 45 条~第 47 条 (略)	が課程修了の認定を <u>践専攻及び</u> 法曹法利 :,当該研究科委員会	行う。 修研究科にあっては,第 42 会の議を経て,学長が課程修	2~4 (略) (課程修了の認定) 第44条 前条の決定に基づき,学長が課程修了の認定を行う。 第44条の2 法曹法務研究科にあっては,第42条の2の要件を満たした者について, 当該研究科委員会の議を経て,学長が課程修了の認定を行う。 第45条~第47条(略)	多了の認定を行う。 ;42条の2の要件を満たした者について, 診修了の認定を行う。
(休学) 第48条 疾病そ 師の診断書又 きる。 2 休学期間は, 合には,1年? 3 休学期間は通	(休学) 48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができ 師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て,その許可を得て休学 きる。 休学期間は,引き続き1年を超えることができない。ただし,特別の 合には,1年を超えて許可することができる。 休学期間は通算して,修士課程 <u>,</u> 博士前期課程 <u>及び教育学研究科の</u> 専	e続き3月以上修学 Eに願い出て,その言 5ことができない。7 ができる。 ゴ土前期課程 <u>及び教</u> 言	(休学) 第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は,医 師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て,その許可を得て休学することができる。 まる。 2 休学期間は,引き続き1年を超えることができない。ただし,特別の事情がある場合には,1年を超えて許可することができる。 3 休学期間は通算して,修士課程,博士前期課程及び教育学研究科の専門職学位課程	(休学) 第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は,医 師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て,その許可を得て休学することができる。 2 休学期間は,引き続き1年を超えることができない。ただし,特別の事情がある場 合には,1年を超えて許可することができる。 3 休学期間は通算して,修士課程及び博士前期課程にあっては2年,医学系研究科博	3月以上修学することができない者は, 医い出て, その許可を得て休学することがでいてきない。ただし, 特別の事情がある場る。

改 正 案 現 行	にあっては2年,医学系研究科博士課程にあっては4年,博士後期課程及び総合工 学系研究科博士課程にあっては3年, <u>法曹法務研究科の</u> 専門職学位課程にあっては 3年を超えることはできない。	附則(略)	A関係)	1	入学 収容 入学 名 等 分 定員 定員 定員 定員 定員		学校教育専攻 40 20 教育章 学校教育專及 高度教職実践專攻 40 20 新科教育專修 6 3 高度教職実践專攻 40 20 国部教育專修 6 3 社会科教育專修 6 3 社会科教育專修 6 3 世界教育專修 6 3 大桥教育專修 6 3 大校教育專修 6 3 大校教育專修 6 3 大校教育專修 6 3 支施教育專修 6 3 英語教育專修 6 3 大村 6 3 <tr< th=""><th>計 40 40 20</th><th></th><th>計 1 150 575 351 101 40 20 合 計 1,190 595 351 101</th></tr<>	計 40 40 20		計 1 150 575 351 101 40 20 合 計 1,190 595 351 101
公	にあっては2年,医学系研究引学系研究利博士課程にあって(3)年を超えることはできない。	第49条~第94条,附則(略)	別表第1 (第7条関係) 収	ì	申	(殿)	教育学 学校教育専攻 研究科 <u>高度教職実践</u>	111111111111111111111111111111111111111	(婦)	√u

行	類	免許教科又は特 別支援教育領域				国語, 社会, 数	学,理科,音楽, 善然, 促健体索		以(w), % / ki, 决	国語, 地理歴史,	公民, 数学, 理	科,音楽,美術,	工芸, 書道, 保	健体育,家庭,	情報,英語	知的障害者, 肢	体不自由者, 病	弱者			国語	国語, 書道
	職員免許状の種	教育職員免許状の種類	(婦)	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状		中沙拉勒绘审恢在 驼串	叶学校教 葡専修免許状				高等学校粉論直修布許狀				性 四 士 程 学 が 数 論 直 修 在 並	ならん域が入牧間をあた。米	•	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
通	(第47条関係) 数 育	専攻名等								心法整心由分	- 十六炎 中大								献	数 向 中修 車攻		
	別表第2	研究科名	 _								1/4	秋(m)	計	李 徐	(# <u></u>							
	別																					
翐	. 類	免許教科又は特 別支援教育領域				社会,	亜米, 栗術, ☆ ☆ ☆	、同, 技術, मञ्ज	光品 地理歴史,	数学,理科,	美術, 工芸,	保健体育,	英語	:害者, 肢体	者,病弱者			社会, 数学,		(首, 技術,		
		免 記				里雷,	理科, 部漢, 6年宋本	宋健体间, 砂府 抽		公民, 数	☆		家庭,	知的障害者	不自由者,			国語, 本		保健体育,多时上		
빔	 第 条 の 種	教育職員免許状の種類別別	(智)	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状		中学校教諭専修免許狀出。	(大)	※ 国語,	公民, 数	高等学校教諭專修免許状 音楽, 身	書	家庭,	特別支援学校教諭専修免 知的障	許状 不自由	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状		田学校教验 直修 4 辛 中	保健体物質		
以	免許状の		(居各)	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状			(大)	学校教育専攻		神楽,	書道 ,	家庭,			幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状		理科,	保健体物質		
	で育職員免許状の	等教育職員免許状の種類	(最)	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状			(大)	<u> </u>	公民	高等学校教諭専修免許状 音楽,	書道,		特別支援学校教諭専修免		幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状		田学校教验 国修 合	保健体物質		

行		社会	地理歷史, 公民			数学	数学		理科	理科			描	- 東			美術	美術		
	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	幼稚園教諭専修免許狀	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許狀	高等学校教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許狀	高等学校教諭専修免許状	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	幼稚園教諭専修免許狀	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許狀	高等学校教諭専修免許状	幼稚園教諭専修免許状	
爼	社会科教	<u> </u>		数学教育	計			理科教育事体	計		音楽教育車修	<u> </u>			美術教育車條	<u>\</u>			保健体育	
																				ļ
						連														
锹	国語, 地理歴史,	美術,	書道,保健体育, 家庭、		_	接教育領域とは, 知的障害														
띰		高等学校教諭専修免許状			(免許教科又は特別支援教育領域欄のうち, 特別支援教育領域と 吐休エゥ山孝 14日まない。														
及					_	名許数科又は特別支援教 #休子白山孝 슱記考念														
						備考外														

改出	揪	道		行	
		車	小学校教諭専修免許状		
			中学校教諭専修免許状	保健体育	
			高等学校教諭専修免許状	保健体育	
		技術教育專	中学校教諭專修免許状	技術	
		家政教育	小学校教諭専修免許状		
		<u></u>	中学校教諭專修免許状	家庭	
			高等学校教諭専修免許状	家庭	
		英語教育	中学校教諭専修免許状	英語	
			高等学校教諭専修免許状	英語	
			(略)	_	
		備考 免許教科又は特別支援教育領域欄のうち,者, 肢体不自由者,病弱者をいう。		特別支援教育領域とは,知的障害	
附 則					
2 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科の教科教育専攻は、 ろみ下後の掲定にかかわらず 同日に当該車かに在学する者が在学1	研究科の教科教育専攻は、この学則によ 重かに在学する者が在学したくたるまで				
の間,存続するものとする。この場合において,当該専攻の平成 28 年度における					
収容定員は,附則別表第1のとおりとし,当該専攻に在学する学生が取得できる教	当該専攻に在学する学生が取得できる教				
育職員免許状の種類は、なお従前の例による。	2°				

	於	띰	翐		現	行
3 教育学研究科の学校 員は、この学則による 第2のとおりとする。	教育学研究科の学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度に 員は,この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわら 第 2 のとおりとする。	[教職実践専] 収容定員達	2研究科の学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度にお この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず, とおりとする。	おける収容定ず、附則別表		
附則別表第1(附則第2項関係)	5.2 項関係)					
研究科名	車攻名	VIII	収容定員 平成 28 年度			
教育学研究科	数科教育專及 国語教育專修 社会科教育專修 理科教育專修 音楽教育專修 音派教育專修 技術教育專修 技術教育專修 技術教育專修 技術教育專修 技術教育專修	*	ରା 41 ରା 41 ରା ରା ରା ରା ରା ରା			
附則別表第2(附則第3項関係)	3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.					
<u>研究科名</u> 教育学研究科	專攻名 学校教育專攻 高度教職実践專攻		<u>収容定員</u> <u>平成 28 年度</u> 20			

(制定理由) 教育学研究科の教科教育専攻の学生募集を停止し,専門職学位課程を設置することに伴い,所要の改正を行うため,この規程を制定するものである。

○信州大学学位規程(案)

(平成16年4月1日信州大学規程第19号)

改正 平成 17 年 3 月 17 日平成 16 年度規程第 58 号 平成 18 年 12 月 21 日平成 18 年度規程第 31 号 平成 19 年 2 月 22 日平成 18 年度規程第 57 号 平成 21 年 3 月 19 日平成 20 年度規程第 60 号 平成 24 年 7 月 19 日平成 24 年度規程第 13 号 平成 25 年 5 月 16 日平成 25 年度規程第 3 号 平成 26 年 3 月 27 日平成 25 年度規程第 59 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13 条並びに信州大学学則(平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。)第55条 及び信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」とい う。)第46条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位 に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

- 第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。
- 2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 学士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学

教育学

経済学

理学

医学

看護学

保健学

工学

農学

4 修士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学

教育学

経済学

マネジメント

理学

医科学

看護学

保健学

工学

農学

5 博士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医学

保健学

学術

理学

工学

農学

- 6 専門職学位は、省令第5条の2の規定により、教職修士(専門職)及び法務博士(専門職)とする。
- 7 第3項から第5項までに定める専攻分野の名称に追加,変更等を行う必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位の授与は、学則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。
- 第4条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の修士課程又は博士 前期課程を修了した者に対し行うものとする。
- 第5条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)を修了した者に対し行うものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試問により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認めた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。
- 第5条の2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研究科 及び法曹法務研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

- 第7条 第5条第2項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。
- 2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 3 本学大学院の博士課程において,所定の単位を修得して退学した者が,退学後1年以内に博士論文を提出した場合は,論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

- 第8条 学位論文は、自著1編(3通)とする。
- 第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても 返還しない。
- 第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科委員会に 学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

- 第11条 研究科委員会は,前条により学位論文の審査を付託されたときは,大学院学則第43条第1項に規定する審査委員会において,学位論文の審査,最終試験又は学力試問を行う。
- 2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 第12条 学位論文審査に関し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論 文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。
- 第13条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後3月以内に終了するものとする。
- 2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後1年以内に終了するものとする。
- 第14条 第11条第1項の最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。
- 2 第5条第2項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を 行うものとする。
- 3 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究 科は2外国語を、総合工学系研究科は1外国語を課するものとする。
- 4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める入学後所定の年限以内に第5条第2項の規定による学位を申請するときは、第2項の試問を免除する。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

- 第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項による ものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の 審査及び学力試問の合否について議決をする。
- 2 教育学研究科委員会及び法曹法務研究科教授会は,第5条の2によるものについて, 課程の修了の可否について議決する。
- 3 前2項の議決は、研究科委員(法曹法務研究科にあっては、法曹法務研究科教授会構成員。以下同じ。)の3分の2以上出席した研究科委員会(法曹法務研究科にあっては法曹

法務研究科教授会。以下同じ。)において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学 長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

- 第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。
- 2 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了を、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第19条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に 既に公表しているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学 位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならな い。
- 4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記する ものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1,2,3,4,5,6,7及び8のとおりとする。 (学位授与の取消し)

- 第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、 学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。
- 2 前項の議決については,第 15条の議決の場合と同様に行うものとする。 (学位授与の報告)
- 第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文 部科学大臣に報告するものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度規程第58号)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に工学系研究科に在学している者については、この規程による改 正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月21日平成18年度規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度規程第57号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日平成20年度規程第60号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月19日平成24年度規程第13号)

この規程は、平成24年7月19日から施行する。

附 則(平成25年5月16日平成25年度規程第3号)

- 1 この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の規定は、この規程を適用する日(以下「適用日」という。)以 後に博士の学位を授与した場合について適用し、適用日前に当該学位を授与した場合 については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月27日平成25年度規程第59号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式1 (学士の場合)

○第 号

卒 業 証 書・学 位 記

年 月 日生

名

本学○○学部(○○学科)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する

氏

年 月 日

学 部 印 信州大学〇〇学部長 氏 名 印

大学印 信州大学長氏 名印

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

第 号

学 位 記

氏

名口

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

年 月 日

信 州 大 学 印

別記様式3 (大学院の博士前期課程を修了した場合)

第 号

学 位 記

氏

年

日生

月

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

信 州 大 学 印

別記様式4 (大学院の博士課程を修了した場合)

第 号

学 位 記

氏

名 日生

年 月 日生本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日

信 州 大 学 印

別記様式5 (大学院の博士後期課程を修了した場合)

第 号

学 位 記

氏

名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日

信 州 大 学 印

別記様式6 (論文提出による場合)

第 号

学 位 記

氏

名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を 授与する

年 月 日

信 州 大 学 印

別記様式7 (大学院の専門職学位課程を修了した場合)

第	号								
			学	位	記				
					氏			名	
							年	月	日生
本学大学	院○○研究	2科○○耳	専攻の専門	職学位課程	星を修了	したの	で〇〇	(専門職)) の学
位を授与	する								
	年	月	日						
					信	州	大	学	<u>:</u> []
									<u> </u>

別記様式8 (大学院の博士課程 (大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム) を修了した場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 △△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 年 月 日 信 州 大 学 印

※△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

信州大学学位規程の変更事項

1. 趣旨

教育学研究科に専門職学位課程を設置することに伴い, 所要の改正を行う。

2. 概要

専門職学位に「教職修士(専門職)」を追加し、課程修了の議決機関に教育学研究科委員会を追加する。

3. 施行日

平成28年4月1日

(報告 個)		<u>1</u> ш	州	大学	.v.	掛	猫	田	兼	本	監	楽	
1条(略) (学位の種類等) 52条本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位 第とする。 2~ 専門職学位は、省令第5条の2の規定により、教職修士(専門職)及び法務博士(専 6 月間職)とする。 7 1 (8 月 8 条 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2	改		田		殊					現		行	
(学位の種類等) 52条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位 第 とする。 ~5 (略) 申門職学位は、省令第5条の2の規定により、数職修士(専門職)及び法務博士(専 6 月 1 月 1 月 1 日職)とする。 (略) 5条~第5条 (略) 5条~第5条 (略) 5条~第14条 (略) 6条~第14条 (略) 68年 (略)	第1条 (略)							51条 (略)					
2-7 つ。 ~5 (略) 専門職学位は、省令第5条の2の規定により、 <u>教職修士 (専門職) 及び</u> 法務博士 (専 6 門職) とする。 (略) 53条~第5条 (略) 53条~第5条 (略) 56条~第14条 (略) 515条 研究科委員会は、大学院学則の規定により、本学大学院の <u>教育学研</u> 第 (課程の修了及び学位論文の審査の議決) 515条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるのについては、その論文の審査及び学力試問の合否について議決をする。 数育学研究科委員会は、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試問の合否について議決をする。	(学位の種類等) 第2条 本学において授 Lナス	手する学位は,	小,	上及び博士	の学位並	るに専門職		(学位の)第2条 本に	重類等) 学におい	で授与する学	位法,学士	,修士及び博士の学位並び	2専門職学位
(略) 第3条~第5条 (略) 第5条 (略) 第5条の2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の <u>教育学研</u> 第 <u>空科及び</u> 法曹法務研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。 第6条~第14条 (略) 第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、その 論文の審査及び学力就問の合否について議決をする。 <u>教育学研究科委員会及び</u> 法曹法務研究科教授会は、第5条の2によるものについて、2 課程の修了の可否について議決をする。 (略) 8 に 6 に 6 に 7 に 6 に 7 に 7 に 7 に 7 に 8 に 7 に 7) —	55条の2の規	定により、	数職修士 (草	事門職) 及	: 		}	位は,省	今第5条の	2 の規定に3	法務博士(専門職)	\$ \$
 第 条~第5条(略) 5条の2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研								(器)					
 55条の2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研 空科及び法曹法務研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。 56条~第14条(略) 515条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によ るものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その 論文の審査及び学力試問の合否について議決をする。 数育学研究科委員会及び法曹法務研究科教授会は、第5条の2によるものについて、2 課程の修了の可否について議決する。 (略) 	第3条~第5条 (略)							33条~第					
(課程の修了及び学位論文の審査の議決) (課程の修了及び学位論文の審査の議決) 515条 研究科委員会は,審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によ るものについては, 課程の修了の可否, 第5条第2項によるものについては, その 論文の審査及び学力試問の合否について議決をする。 <u>教育学研究科委員会及び</u> 法曹法務研究科教授会は,第5条の2によるものについて, 課程の修了の可否について議決する。 (略)	 第5条の2 専門職学位。 <u>究科及び</u> 法曹法務研究	の授与は, 大学 (科専門職学位	4院学則の携 課程を修了	記により, した者に対	本学大学 ・レ行うも	学院の <u>教育</u> のとする。		35条の2 の法曹法		: <u>の</u> 専門職学 事門職学位調	立の授与は, 課を修了し	大学院学則の規定により, た者に対し行うものとする	本学大学院
(課程の修了及び学位論文の審査の議決) 515条 研究科委員会は,審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては,その るものについては, 課程の修了の可否,第5条第2項によるものについては,その 論文の審査及び学力試問の合否について議決をする。 教育学研究科委員会及び法曹法務研究科教授会は,第5条の2によるものについて, 課程の修了の可否について議決する。 (略)	第6条~第14条(略)						<u> </u>	56条~第1	(器)				
	lerb.	論文の審査の講 よ, 審査委員会 程の修了の可 間の合否につ <u>&び</u> 注曹法務研	<u>(</u> ((((((((((((((((((づいて第4 第2項によ する。 は,第5条(条及び第 るものに の2による	5条第1項 ついては, 5ものにつ		lab	修了及び学 発科委員 ついては、 重及び学 研究科教 する。	位論文の審 会は,審査委 課程の修了 が試問の合を 授会は,第 5	査の議決) 員会の報告 の可否,第 パこついて議 条の2によ	に基づいて第4条及び第5 55条第2項によるものにつ 決をする。 さものについて, 課程の修	条第1項によ いでは,その 了の可否につ

第16条~第23条,別記様式1~6 (略) 別記様式7 (大学院 <u>の</u> 専門職学位課程を修了した場合) 第 号	7. 第16条~第23条, 別記様式1~6 (略) 別記様式7 (大学院 <u>法曹法務研究科専門職学位</u> 課程を修了した場合) 第 号	77 した場合)
大学大学院OO研究科OO専攻の専門職学位課程を修了したのでOO 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 信 州 大 学 印	学 位 記 年 月 日生 本学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する 年 月 日 年 月 日	氏 名 月 日生 学位課程を修了したの 大 学
別記様式 8, 附則 (略) <u>附 則</u> この規程は,平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	別記様式 8,附則(略)	

(制定理由) 教育学研究科に専門職学位課程を設置することに伴い,所要の改正を行うため,この規程を制定するものである。

信州大学大学院教育学研究科規程 (案)

(平成16年4月1日信州大学規程第73号)

(趣旨)

第1条 この規程は,信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)に定めるもののほか,信州大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 研究科は、人間の生成と教育に関する専門的知識・技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な実践的指導力を有する教育研究の中核となる人材を育成するとともに、学校教員をはじめとする各種教育専門識者の再教育により、教育専門職業人の資質の向上に資することを目的とする。

(課程, 専攻, 専修及びコース)

第2条 研究科の課程は、修士課程及び専門職学位課程とし、専攻及び専修・コースは、次のとおりとする。

修士課程

学校教育専攻

学校教育専修 臨床心理学専修 教科教育専修

専門職学位課程

高度教職実践専攻

教職基盤形成コース

高度教職開発コース

(心理教育相談室)

- 第3条 研究科に心理教育相談室を置く。
- 2 心理教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

- 第4条 研究科に,大学院学則第11条第1項の定めるところにより信州大学大学院教育学研究 科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第5条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(教育課程)

第5条の2 研究科は,第1条の2の目的を達成するために必要な授業科目を開設し,体系的に教育課程を編成するものとする。

2 修士課程の授業科目は、次のとおり区分する。

専攻共通授業科目

専修に関する授業科目 (専修共通科目,特別研究,指定の授業科目)

指定以外の指導教員の指導に基づく授業科目 自由選択科目

3 専門職学位課程の授業科目は、次のとおり区分する。

専攻共通授業科目

コース科目

課題実習科目

選択科目

(授業科目及び単位数)

- 第6条 研究科修士課程の授業科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 研究科専門職学位課程の授業科目及び単位数は、別表2に掲げるとおりとする。 (単位の計算方法)
- 第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を もって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外 に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。
 - 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験,実習及び実技については,30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について,講義,演習,実験,実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては,その組み合わせに応じ,前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず,特別研究については,これに必要な学修等の成果を考慮して, 単位数を定める。

(履修方法)

- 第8条 修士課程にあっては、学生は、必修科目及び選択科目合わせて30単位以上修得するものとする。
- 2 専門職学位課程にあっては、学生は、必修科目及び選択科目合わせて45単位以上修得するものとする。
- 3 前1項及び2項に規定するもののほか、履修方法に関し必要な事項は、別に定める。 (単位の認定)
- 第9条 履修した授業科目の単位の認定は,試験又は研究報告等により行い,合格した者には, 所定の単位を与える。

(指導教員等)

- 第10条 修士課程にあっては、研究科長は、大学院学則第8条第4項の規定に基づき、修士論 文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教授、准教授、講師又は 助教(以下「指導教員」という。)を各学生ごとに定めるものとする。
- 2 専門職学位課程にあっては、研究科長は、学生の履修指導を行うため、当該課程の専任教

員の中から主担当教員(以下「指導教員」という。)を学生ごとに定めるものとする。

3 学生は、選択科目の履修に際しては、あらかじめ、指導教員の指導を受けなければならない。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第11条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 修士課程にあっては、大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

- 第13条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目を履修しようとするときには、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- 2 修士課程にあっては、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。
- 3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院 (これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修し た授業科目について修得した単位について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第14条 修士課程にあっては、学生が大学院学則第36条第1項の規程に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

- 第15条 修士課程にあっては、大学院学則第37条の規定による修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。
- 2 前項の規定により、修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、修士課程にあっては、本研究科において修得した単位以外のものについて10単位までとする。
- 3 第1項の規定により、単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。

(修士論文)

- 第16条 研究科修士課程に1年以上在学し,16単位以上修得した学生は,指導教員を経て,修士論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)を提出することができる。
- 2 専門職学位課程にあっては、学位論文の提出は必要としない。

(修士課程における修士論文の審査及び最終試験)

- 第17条 修士論文の審査及び最終試験は、大学院学則第43条第1項に規定する審査委員会で行 うものとする。
- 2 修士論文及び最終試験の合格又は不合格の判定は、審査委員会の報告に基づいて研究科委 員会において審査の上、決定する。
- 3 前条及び前2項に規定するもののほか、修士論文、最終試験等に関し必要な事項は、別に

定める。

(学位の授与)

- 第18条 研究科修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 前1項の修士に付記する専攻分野の名称は、教育学とする。
- 3 研究科専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。
- 4 前3項の専門職学位は、教職修士(専門職)とする。

(入学者の選抜)

- 第19条 研究科に入学を志願する者の選考は、研究科委員会が定める選抜試験により行う。 (留学)
- 第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき,外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を準用する。
- 2 前項の留学期間は,1年以内とし,在学期間に算入する。 (教育方法の特例)
- 第21条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は 時期に行うことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。 (科目等履修生)
- 第22条 研究科の開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 前項の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。
 - 一 大学を卒業した者
 - 二 その他研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 3 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。
- 4 科目等履修生が履修した授業科目の単位の認定は、試験その他の方法により行い、合格した者には所定の単位を与える。
- 5 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。 (特別聴講学生)
- 第23条 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で研究科の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。
- 2 特別聴講学生の入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、大学院間の協議によりこれ と異なる時期とすることができる。
- 3 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類を添えて所属大学院 を経て願い出なければならない。
- 4 特別聴講学生の履修科目及び在学期間については、大学院間の協議によるものとする。
- 5 特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定は、試験その他の方法により行い、合格した者には所定の単位を与える。

(特別研究学生)

第24条 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で研究科において特定の課題について研

究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、 特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生の取扱いに関しては、別に定める。

(聴講生,研究生及び外国人留学生)

第25条 聴講生、研究生及び外国人留学生に関しては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第26条 幼稚園教諭,小学校教諭,中学校教諭,特別支援学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者(免許状取得者を含む。)で、当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て 別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院教育学研究科規程(平成3年信州大学規程第221号)の授業科目及び単位数,履修方法,修了,学位その他平成16年3月31日に旧大学の大学院教育学研究科に在学する者(以下「既在学生」という。)に関する規定は,既在学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院教育学研究科に在学しなくなるまでの間,この規程施行後も,既在学生に対して,なおその効力を有する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度規程第60号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日平成18年度規程第91号)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成20年3月19日平成19年度規程第80号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成21年3月31日平成20年度規程第101号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成22年3月18日平成21年度規程第59号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日平成22年度規程第69号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成25年3月15日平成24年度規程第60号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成 年 月 日平成 年度規程第 号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

信州大学大学院教育学研究科規程の変更事項

1. 趣旨

教育学研究科の教科教育専攻の学生募集を停止し、専門職学位課程である高度教職実践専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項から教科教育専攻を削除し、高度教職実践専攻を追加するとともに、授業科目及び単位数、履修方法、指導教員等を改める。

3. 施行日

平成28年4月1日

教育学研究科

修士課程		
		兴 法
事修名 事攻共通	授業科目名	単位
守久共通	現代教育学	2
	現代教育心理学	2
	学校臨床演習	4
子仪教育导修	(学校教育専修共通科目)	
	学校教育総論	2
	(教育学)	
	教育哲学特論	2
	教育哲学演習	2
	教師教育学特論	2
	教師教育学演習	2
	道徳教育特論	2
	教材開発特論	2
	教材開発演習	2
	カリキュラム開発特論 I	2
	カリキュラム開発特論Ⅱ	2
	カリキュラム開発演習	2
	授業設計特論 I	2
	授業設計特論Ⅱ	2
	授業設計演習	2
	教育評価特論	2
	教育評価演習	2
	教育工学特論	2
	教育工学演習	2
	学校経営特論	2
	学校経営演習	2
	教育社会学特論 I	2
	教育社会学特論Ⅱ	2
	教育社会学演習	2
	(教育心理学)	
	教育心理学特論	2
	教育心理学演習	2
	認知心理学特論	2
	認知心理学演習	2
	(障害児教育学)	
	障害児教育学特論 では、	2
	障害児教育課程特論	2
	特別支援教育指導方法論特講	2
	特別又後教育相等力伝	2
	特別支援教育学演習	2
	一村	2
	障害児臨地指導演習	
		4
	障害児心理学特論	2
	特別支援教育支援方法論	2
	言語障害児特論	2
	障害児心理学演習	2
	障害児心理査定演習I	2
	障害児心理査定演習Ⅱ	2

1	障害児病理学特論	2
	障害児の心理・生理・病理	2
	行動病理学特論	2
	障害児病理学演習	2
	発達障害特論	2
	重複障害特論	2
	言語障害児指導法演習	2
	リハビリテーション特講	2
	(幼児教育学)	_
	幼児教育学特論	2
	幼児教育学演習	2
	幼児心理学特論	2
	幼児心理学演習	2
	保育内容特論	2
	保育内容演習	2
	(特別研究)	
	学校教育特別研究	4
臨床心理学専修	(臨床心理学専修共通科目)	_
	学校カウンセリング総論	2
	(臨床心理学)	
	臨床心理実習	2
	臨床心理学特論 I	2
	臨床心理学特論Ⅱ	2
	臨床心理学基礎実習	2
	臨床心理面接特論 I	2
	(心理療法)	
	臨床心理査定演習 I	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2
	(カウンセリング)	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	発達心理学特論	2
	発達心理学演習	2
	精神医学特論	2
	心理学研究法特論	2
	家族心理学特論	2
	心理統計法特論	2
	社会心理学特論	2
	学校臨床心理学特論	2
	学校臨床心理学演習	2
	(特別研究)	
	学校教育特別研究	4

専修名	授 業 科 目 名	単位
教科教育専修	(国語教育分野)	
	国語教育総論	2
	国語科教育特論 I	2
	国語科教育特論Ⅱ	2
	国語科教育特論Ⅲ	2
	国語科教育特論IV	2
	国語科教育演習 I	2
	国語科教育演習Ⅱ	2
	国語科教育演習Ⅲ	2
	国語科教育演習IV	2
	国語科授業研究	2
	国語学特論 I	2
	国語学特論Ⅱ	2
	国語学特論Ⅲ	2
	国語学特論IV	2
	国語学演習 I	2
	国語学演習Ⅱ	2
	国語学演習Ⅲ	2
	国語学演習IV	2
	国文学特論 I	2
	国文学特論Ⅱ	2
	国文学特論Ⅲ	2
	国文学特論IV	2
	国文学演習 I	2
	国文学演習Ⅱ	2
	国文学演習Ⅲ	2
	国文学演習IV	2
	漢文学演習	2
	書道特論 I	2
	書道特論Ⅱ	2
	書道演習 I	2
	書道演習Ⅱ	2
	(特別研究)	
	国語教育特別研究	4
	(社会科教育分野)	
	社会科教育実践論	2
	社会科教育特論 I	2
	社会科教育特論Ⅱ	2
	社会科教育演習 I	4
	社会科教育演習Ⅱ	4
	社会科授業研究	2
	外国史学特論	2
	日本史学特論	2
	外国史学演習	4
	日本史学演習	4
	自然地理学特論	2
	人文地理学特論	2
	自然地理学演習	4
	人文地理学演習	4

1	
法律学特論	2
法律学演習	4
政治学特論	2
政治学演習	4
経済学特論	2
経済学演習	4
文化人類学特論	2
文化人類学演習	4
哲学特論	2
哲学演習	4
倫理学特論	2
倫理学演習	4
(特別研究)	
社会科教育特別研究	4
(数学教育分野)	
数学教育総論	2
数学科教育特論 I	2
数学科教育特論Ⅱ	2
数学科教育演習	2
数学科授業研究	2
代数学特論	2
代数学演習	2
幾何学特論	2
幾何学演習	2
解析学特論	2
解析学演習	2
(特別研究)	_
数学教育特別研究	4
(理科教育分野)	
理科教育総論	2
理科教育特論 I	2
理科教育特論Ⅱ	2
理科教育演習 I	2
理科教育演習Ⅱ	2
理科授業研究	2
物理学特論Ⅰ	2
物理学特論Ⅱ	2
物理学演習Ⅰ	2
物理学演習Ⅱ	2
化学特論 I	2
化学特論Ⅱ	2
化学演習 I	2
化学演習Ⅱ	2
生物学特論Ⅰ	2
生物学特論Ⅱ	2
生物学特論Ⅲ	2
生物学演習 I	2
	2
生物学演習 II	
生物学演習Ⅲ ₩台牌塾	2
地学特論	2
地学演習	2

(特別研究)	
理科教育特別研究	4
(音楽教育分野)	4
音楽教育総論	9
	2
音楽科教育特論	2
音楽科教育演習	2
音楽科授業研究	2
声楽研究特論 I	2
声楽研究特論Ⅱ	2
声楽演習I	2
声楽演習Ⅱ	2
器楽研究特論 I	2
器楽研究特論Ⅱ	2
器楽演習 I	2
器楽演習Ⅱ	2
作曲理論研究特論	2
作曲演習	2
指揮研究特論	2
音楽学研究特論	2
(特別研究)	
音楽教育特別研究	4
(美術教育分野)	
美術教育実践論	2
美術科教育特論 I	2
美術科教育特論 Ⅱ	2
美術科教育演習	2
美術科授業研究	2
絵画特論	2
絵画演習	2
彫刻特論	2
彫刻演習	2
デザイン特論	2
デザイン演習	2
工芸特論	2
工芸演習	2
美術理論特論	2
美術史演習	2
(特別研究)	
美術教育特別研究	4
(保健体育分野)	
保健体育実践論	2
保健体育科教育特論 I	2
保健体育科教育特論Ⅱ	2
保健体育科教育演習I	2
保健体育科教育演習 II	2
保健体育科授業研究	2
体育学特論 I	2
体育学特論Ⅱ	2
体育学演習Ⅰ	2
体育学演習 II	2
運動学特論 I	2
世別 十竹冊	4

beer were e	i . I
運動学特論Ⅱ	2
運動学特論Ⅲ	2
運動学演習I	2
運動学演習Ⅱ	2
運動学演習Ⅲ	2
学校保健特論 I	2
学校保健特論Ⅱ	2
学校保健演習 I	2
学校保健演習Ⅱ	2
(特別研究)	
保健体育特別研究	4
(技術教育分野)	
技術教育総論	2
技術科教育特論	2
技術科教育演習	1
技術科教材特論	2
技術科授業研究	2
総合技術教育論	2
電気電子技術特論	2
電気電子技術演習	2
機械技術特論	2
機械技術演習	2
金属工学特論	2
金属工学演習	2
情報技術特論	2
情報技術演習	2
(特別研究)	
技術教育特別研究	4
(家政教育分野)	
家政教育実践論	2
家庭科教育特論	2
家庭科教育演習	2
家庭科授業研究	2
食物学特論	2
食物学演習	2
被服学特論	2
被服学演習	2
住居学特論	2
住居学演習	2
保育学特論	2
(特別研究)	
家政教育特別研究	4
(英語教育分野)	
英語教育実践論	2
英語科教育特論 I	2
英語科教育特論Ⅱ	2
英語科教育演習	2
英語科授業研究	2
異文化間コミュニケーション論特論	2
異文化間コミュニケーション論演習	2
英語学特論	2
•	

英語学演習	2
英米文学特論	2
英米文学演習	2
(特別研究)	
英語教育特別研究	4

別表2(第6条関係)

教 育 学 研 究 科

専門職学位課程 高度教職実践専攻	
授業科目名	単 位
(共通科目)	
特色ある教育課程の編成と評価	2
授業研究と教育評価	2
子ども支援の協働体制	2
学級づくりと学校づくり	2
未来の学校と期待される教師 I	2
未来の学校と期待される教師Ⅱ	2
状況分析チーム演習	2
授業・学級づくりチーム演習	2
個に応じた教育チーム演習	2
学校・地域活性化チーム演習	2
(コース科目 教職基盤形成コース)	2
教育臨床研究入門	1
銀月曜水が元八日 臨床実践研究とリフレクション I	2
臨床実践研究とリフレクションⅡ	2
臨床実践研究とリフレクションⅢ	2
臨床実践研究とリフレクションIV	2
(コース科目 高度教職開発コース)	
メンタリングの理論と実践	1
高度実践研究とリフレクションI	2
高度実践研究とリフレクションⅡ	2
高度実践研究とリフレクションⅢ	2
高度実践研究とリフレクションIV	2
(選択科目)	
学校マネジメント	2
校内研究の企画・運営	1
通常学級における特別支援教育	1
へき地小規模校における教育実践	1
学校におけるICT活用	1
海外学校臨床実習	2
教育課題特別演習 I	1
教育課題特別演習Ⅱ	1
授業内容研究(初等)	1
授業内容研究(中等)	1
教材開発演習(初等)	1
教材開発演習(中等)	1
指導案構築演習(初等)	1
指導案構築演習(中等)	1
授業方法研究(初等)	1
授業方法研究(中等)	1
授業課題特別演習 I	1
授業課題特別演習Ⅱ 授業課題特別演習Ⅱ	1
(実習科目)	
教育実践実地研究 I	3
教育実践実地研究Ⅱ	7

麦 黑 袨 皿 犛 型 岪 供 然 换 俳 仁 数 窕 继 +孙 +耄 **₩**

現	(趣旨) 第1条 この規程は、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成16年信州大学学則第19号)に定めるもののほか、信州大学学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要なもののほか、信州大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要(目的) 第1条の2 研究科は、人間の生成と教育に関する専門的知識・技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な実践的指導力を有する教育研究の中核となる人材を育成するとともに、学校教員をはじめとする各種教育専門職者の再教育により、教育専門職業人の資質の向上に資することを目的とする。 (課程、専攻及び専修) 第2条 研究科の課程は、修士課程とし、専攻及び専修は、次のとおりとする。 業社教育専修 臨床心理学専修 監成心理学事修 <u>整社教育専修</u> <u>整社教育専修</u> <u>建社教育専修</u> <u>建裁教育専修</u> <u>建建教育専修</u> <u>建建教育専修</u> <u>建建教育専修</u>
改 正 案	(趣旨) 第1条 この規程は、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)に定めるもののほか、信州大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。 (目的) 第1条の2 研究科は、人間の生成と教育に関する専門的知識・技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な実践的指導力を有する教育研究の中核となる人材を育成するとともに、学校教員をはじめとする各種教育専門職者の再教育により、教育専用職業人の資質の向上に資することを目的とする。 (課程、事攻、事修及びコース) 第2条 研究科の課程は、修工課程及び専門職学位課程とし、専攻及び専修・コースは、大校を育事を 学校教育専攻 学校教育専攻 整体と理学事修 整体心理学事修 整体心理学事修

改	正案	現	
専門職学位課程 高度教職実践専攻 教職基盤形成コース 高度教職開発コース		保健体育専修 技術教育専修 家政教育専修 英語教育専修	
(心理教育相談室) 第3条 研究科に心理教育相談室を置く。 2 心理教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。 (研究科委員会) (研究科委員会) (研究科委員会) 以下「研究科委員会」という。)を置く。 2 研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。 (教員組織) 第5条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。 (教育課程) 第5条 の2 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。 (教育課程) 第5条の2 研究科に、第1条の2の目的を達成するために必要な授業科 体系的に教育課程を編成するものとする。 2 修士課程の授業科目は、次のとおり区分する。 事攻共通授業科目 事修に関する授業科目(事修共通科目、特別研究、指定の授業科目) 指定以外の指導教員の指導に基づく授業科目 自由選択科目 3 専門職学位課程の授業科目は、次のとおり区分する。	第3条 研究科に心理教育相談室を置く。 2 心理教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。 (研究科委員会) 第4条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより信州大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。 (教員組織) 第5条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。(教育課程) 第5条 の2 研究科は、第1条の2の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 修士課程の授業科目は、次のとおり区分する。 事修に関する授業科目(事修共通科目、特別研究、指定の授業科目) 指定以外の指導教員の指導に基づく授業科目自由選択科目 3 専門職学位課程の授業科目は、次のとおり区分する。 3 専門職学位課程の授業科目は、次のとおり区分する。	(心理教育相談室) 第3条 研究科に心理教育相談室を置く。 2 心理教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。 (研究科委員会) 第4条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより信州大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。 (教員組織) 第5条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。 (教育課程) 第5条の2 研究科は、第1条の2の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 研究科共通授業科目 研究科共通授業科目 前項に規定する授業科目は、次のとおり区分する。 研究科共通授業科目 申修に関する授業科目 自由選択科目	5。接科目を開設し,

	現
専攻共通授業科目コース科目課題実習科目選択科目	
(授業科目及び単位数) 第6条 研究科修士課程の授業科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。 2 研究科専門職学位課程の授業科目及び単位数は、別表2に掲げるとおりとする。	(授業科目及び単位数) 第6条 研究科の授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。
(単位の計算方法) 第7条 授業科目の単位の計算方法は,1単位の授業科目を45時間の学修を必要とす	(単位の計算方法) 第7条 授業科目の単位の計算方法は,1単位の授業科目を45時間の学修を必要とす
る内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。 - 講業については 15時間の授業をよって1単位とする	る内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
- ,,	
2 一の授業科目について, 講義, 演習, 実験, 実習又は実技のうち2以上の方法の併用 により行う場合の単位数を計算するに当たっては, その組み合わせに応じ, 前項各号に 規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。	2 一の授業科目について, 講義, 演習, 実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用 により行う場合の単位数を計算するに当たっては, その組み合わせに応じ, 前項各号 に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。	3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。
(履修方法) 第8条 <u>修土課程にあっては,学生は,必修科目及び選択科目合わせて30単位以上修</u> エ、・、、・	(履修方法) 第8条 <u>学生は,必修科目及び選択科目合わせて30単位以上修得するものとする。</u>
得するものとする。 2 専門職学位課程にあっては,学生は,必修科目及び選択科目合わせて45単位以上 修得するものとする。3 前1項及び2項に規定するもののほか,履修方法に関し必	2 前項に規定するもののほか、履修方法に関し必要な事項は、別に定める
<u>要な事項は,別に定める。</u> (単位の認定)	(単位の認定)

以	現
第9条 履修した授業科目の単位の認定は, 試験又は研究報告等により行い, 合格した者には, 所定の単位を与える。 (指導教員等) 第10条 修士課程にあっては, 研究科長は, 大学院学則第8条第4項の規定に基づき, 修士論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教授, 催教授, 講師又は助教(以下「指導教員」という。)を各学生ごとに定めるものとする。 2 専門職学位課程にあっては, 研究科長は, 学生の履修指導を行うため, 当該課程 の専任教員の中から主担当教員(以下「指導教員」という。)を学生ごとに定めるもの	, 合格し 第9条 履修した授業科目の単位の認定は, 試験又は研究報告等により行い, 合格した者には, 所定の単位を与える。 (指導教員等) (指導教員等) (基づき, (権教授, 対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教授, 催教授, 講師又は助教(以下 対する指導(以下「研究指導」という。)を各学生ごとに定めるものとする。 当該課程 下 指導教員」という。)を各学生ごとに定めるものとする。 当該課程 (以入しの表別
 ごりる。 3 学生は、選択科目の履修に際しては、あらかじめ、指導教員の指導を受けなければならない。 (他の研究科の授業科目の履修等) 第11条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。 (長期にわたる教育課程の履修) 第12条 修士課程にあっては、大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している 	2 学生は、選択科目の履修に際しては、あらかじめ、指導教員の指導を受けなければならない。
等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。 る。 (他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修) 第13条 修士課程にあっては、学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目を履修しようとするときには、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。 2 修士課程にあっては、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、体学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)に	定め わたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。 他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修) (他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修) ばいようとするときには、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。 単位 2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせてう。 対容 10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。 外国 3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、体学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)

故 正 案	現
おいて履修した授業科目について修得した単位について準用する。 (他の大学院等における研究指導) 第14条 修士課程にあっては,学生が大学院学則第36条第1項の規程に基づき,他の	において履修した授業科目について修得した単位について準用する。 (他の大学院等における研究指導) 第14条 <u>学生が大学院学則第36条第1項の規程に基づき,</u> 他の大学院又は研究所等に
大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは,指導教員を経て研究科長に願い出て, 許可を受けるものとする。 (入学前の既修得単位の取扱い)	おいて特定の課題について必要な研究指導を受けるときは,指導教員を経て研究科長に願い出て,許可を受けるものとする。 (入学前の既修得単位の取扱い)
第15条 <u>修士課程にあっては、大学院学則第37条の規定による修得したものとみなす</u> 単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。	=======================================
2 前項の規定により,修得したものとみなす単位は,編入学等の場合を除き, <u>修士</u> 課程にあっては,本研究科において修得した単位以外のものについて10単位までと <u>す</u> ス	2 前項の規定により,修得したものとみなす単位は,編入学等の場合を除き, <u>研究</u> 科において修得した単位以外のものについて10単位までとする。
	3 第1項の規定により,単位を受けようとする者は,所定の様式により,研究科長に願い出なければならない。 (/をしかな)
(修工論文) 第16条 研究科修士課程に1年以上在学し,16単位以上修得した学生は,指導教員を 経て,修士論文 (大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含 む。以下同じ。)を提出することができる。 2 専門職学位課程にあっては、学位論文の提出は必要としない。	(修工調文) 第16条 研究科に1年以上在学し,16単位以上修得した学生は,指導教員を経て, 士論文 (大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。 下同じ。)を提出することができる。
(修士課程における修士論文の審査及び最終試験) 第17条 修士論文の審査及び最終試験は,大学院学則第43条第1項に規定する審査委	(修士論文の審査及び最終試験) 第17条 修士論文の審査及び最終試験は,大学院学則第43条第1項に規定する審査委
会で行うものとする。 修士論文及び最終試験の合格又は不合格の判定は,審査委員会の報 :究科委員会において審査の上,決定する。 ※をユバギュロア 田舎ナス・ののはな、佐工塾ホー員の計略位7 目	員会で行うものとする。 修士論文及び最終試験の合格又は不合格の判定は, 研究科委員会において審査の上,決定する。 ※をユヹざらでは出空する。ののほか、佐工参立
ら、即来及び助と頃に死たするものがはが,修工酬入,取於政戦寺に関し必安な事項は,別に定める。 (学位の授与) 第18条 研究科修士課程を修了した者には,修士の学位を授与する。	ら、削米火で削と頃に死たりのもののにか、膨上調入,取終が戦寺に関し必要な事は は、別に定める。 (学位の授与) 第18条 研究科を修了した者には,修士の学位を授与する。

N		現	行
2 前1項の修士に付記する専攻分野の名称は、教育学とする。 3 研究科専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。 4 前3項の専門職学位は、教職修士(専門職)とする。		2 修士に付記する専攻分野の名称は、教育学とする。	
(入学者の選抜) 第19条 研究科に入学を志願する者の選考は,研究科委員会が定める選抜試験により 行う。 (留学)		(入学者の選抜) 第19条 研究科に入学を志願する者の選考は,研究会委員会が定める選抜試験によ 行う。 (留学)	が定める選抜試験により
第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき,外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては,第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を準用する。 2 前項の留学期間は,1年以内とし,在学期間に算入する。 (教育方法の特例)	<i>V</i> 3	第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき,外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては,第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を準用する。 2 前項の留学期間は,1年以内とし,在学期間に算入する。 (教育方法の特例)	、国の大学院等へ留学する 第14条の規定を準用する。
ハて必要と認めるときは,授業及び研究指導を夜間 ことができる。 もののほか,教育方法の特例に関する事項は,別に	その他特定の定める。	第21条 研究科において必要と認めるときは,授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。 2 前項に規定するもののほか,教育方法の特例に関する事項は,別に定める。 (科目等履修生)	指導を夜間その他特定の 項は,別に定める。
D開設する一又は複数の授業科目を履修し,単位を取得選考の上,科目等履修生として入学を許可することが資格は,次の各号の一に該当するものとする。した者		第22条 研究科の開設する一又は複数の授業科目を履修し,単位を取得しようとする者22条 研究科の開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者があるときは,選考の上,科目等履修生として入学を許可することができる。 1 前項の入学資格は,次の各号の一に該当するものとする。 - 大学を卒業した者	単位を取得しようとする :可することができる。 '。
いて,大学を卒業した者と同等以上の学力がある 学の時期は,原則として毎学期の始めとする。 修した授業科目の単位の認定は,試験その他の方没 単位を与える。 目等履修生には,願い出により単位修得証明書を は外国の大学院に在学中の学生で研究科の授業科	Am : Ah	いて, 大学を卒業 学の時期は, 原則 修した授業科目の の単位を与える。 日等履修生には, は外国の大学院に	にた者と同等以上の学力があると認めた者 1として毎学期の始めとする。 1単位の認定は, 試験その他の方法により行い, 顧い出により単位修得証明書を交付する。 在学中の学生で研究科の授業科目の履修を希

改 正 案	現	
する者があるときは,当該大学院との協議に基づき,選考の上,特別 入学を許可することができる。 # In met # ※ 4.0.3 1 2.5 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 3 1 2 3 3 3 1 2 3 3 3 3	り話り	別聴講学生と
2 特別聴講字生の人字の時期は,毎字期の始めとする。ただし,大字院間の筋議に よりこれと異なる時期とすることができる。	2 特別聴講字生の人字の時期は、毎字期の始めとする。ただし、大字院間の協議によりこれと異なる時期とすることができる。	浜間の協議に
3 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類を添えて所 同中学時を300年の、出来のよりがないます。	3 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類を添えて所屋上当時をなった。 ロージャン はいまい ばれい よい	類を添えて所
周八子伝で柱、限い口なり755455つない。 4 特別聴講学生の履修科目及び在学期間については,大学院間の協議によるものと	周入子阮な粧、願い口なりスルネスタらない。 4 特別聴講学生の履修科目及び在学期間については、大学院間の協議によるものと	によるものと
する。	する。	
5 特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定は、試験その他の方法により行い、	5 特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定は、試験その他の方法により行い、	により行い,
合格した者には所定の単位を与える。	合格した者には所定の単位を与える。	
(特別研究学生)	(特別研究学生)	
第24条 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で研究科において特定の課題に	第24条 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で研究科において特定の課題に	特定の課題に
ついて研究指導を受けることを希望する者があるときは,当該大学院との協議に基づ	ついて研究指導を受けることを希望する者があるときは,当該大学院との協議に基	との協議に基
き,選考の上,特別研究学生として入学を許可することができる。	づき,選考の上,特別研究学生として入学を許可することができる。	
2 特別研究学生の取扱いに関しては、別に定める。	2 特別研究学生の取扱いに関しては、別に定める。	
(聴講生,研究生及び外国人留学生)	(聴講生,研究生及び外国人留学生)	
第25条 聴講生,研究生及び外国人留学生に関しては,別に定める。	第25条 聴講生,研究生及び外国人留学生に関しては,別に定める。	
(教員の免許状授与の所要資格の取得)	(教員の免許状授与の所要資格の取得)	
第26条 幼稚園教諭,小学校教諭,中学校教諭,特別支援学校教諭又は高等学校教諭	第26条 幼稚園教諭,小学校教諭,中学校教諭,特別支援学校教諭又は高等学校教諭	高等学校教諭
の一種免許状授与の所要資格を有する者(免許状取得者を含む。)で、当該免許状に係	の一種免許状授与の所要資格を有する者(免許状取得者を含む。)で,当該免許状に	当該免許状に
る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は,	係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者	ようとする者
教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。	は,教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。	
(雑則)	(雑則)	
第27条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の	第27条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の	究科委員会の
議を経て別に定める。	議を経て別に定める。	

	H ₩		現	行
附別 ・ との出知は、 がお16年1日11日から報行する	ロコンで表介する	<u> </u>	附則 1 との担知は、びは16年1日1日から始行士2	N.
1 このが在で、十次10十4、 2 廃止前の国立学校設置法	こどが性は, 干成10+4月11日27の加1りる。 廃止前の国立学校設置法 (昭和24年法律第150号) に基づき設置された信州大学 (以		1 このぬ産は,十成10十4月1日が10地11分の。 2 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以	7つ。 150号)に基づき設置された信州大学(以
下「旧大学」という。)の信州:	F「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437	程第437	下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第	廃止する規程(平成16年信州大学規程第
号) に基づき廃止する信州大学	号)に基づき廃止する信州大学大学院教育学研究科規程 (平成3年信州大学規程第221	程第221	437号) に基づき廃止する信州大学大学院教育学研究科規程 (平成3年信州大学規程	育学研究科規程(平成3年信州大学規程
号)の授業科目及び単位数,	号)の授業科目及び単位数、履修方法、修了、学位その他平成16年3月31日	31日に旧大学	第221号)の授業科目及び単位数,履修方法,修了,学位その他平成16年3月31日に	. 修了, 学位その他平成16年3月31日に
の大学院教育学研究科に在学	の大学院教育学研究科に在学する者(以下「既在学生」という。)に関する規定は,既	定は、既	旧大学の大学院教育学研究科に在学する者(以下「既在学生」という。)に関する規	(以下「既在学生」という。) に関する規
在学生が国立大学法人法 (平5	在学生が国立大学法人法 (平成15年法律第112号) に基づき国立大学法人信州大学が設	大学が設	定は,既在学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人信	:法律第112号) に基づき国立大学法人信
置する信州大学の大学院教育:	置する信州大学の大学院教育学研究科に在学しなくなるまでの間,この規程施行後も,	近後も,	州大学が設置する信州大学の大学院教育学研究科に在学しなくなるまでの間,この	F究科に在学しなくなるまでの間, この
既在学生に対して, なおその効力を有する。	効力を有する。		規程施行後も, 既在学生に対して, なおその効力を有する。	り効力を有する。
	附 則 (平成17年3月17日平成16年度規程第60号)		附 則 (平成17年3月17日平成16年度規程第60号)	見程第60号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。	1日から施行する。		この規程は, 平成17年4月1日から施行する。	°
	附 則 (平成19年3月19日平成18年度規程第91号)		附 則 (平成19年3月19日平成18年度規程第91号)	見程第91号)
1 この規程は, 平成19年4月1日から施行する。	月1日から施行する。		1 この規程は, 平成19年4月1日から施行する。	. Q
2 平成19年3月31日に在学	平成19年3月31日に在学する者については,この規程による改正後の規	の規定にかか	2 平成19年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか	t, この規程による改正後の規定にかか
わらず、なお従前の例による。			わらず、なお従前の例による。	
附則(平成20年3月19日平成19年度規程第80号)		N N	附 則(平成20年3月19日平成19年度規程第80号)	(号)
1 この規程は, 平成20年4月1日から施行する。	月1日から施行する。		1 この規程は, 平成20年4月1日から施行する。	. Q
2 平成20年3月31日に在学	平成20年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか		2 平成20年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか	t, この規程による改正後の規定にかか
わらず、なお従前の例による。			わらず、なお従前の例による。	
附則(平成21年3月31日平成20年度規程第101号)	式20年度規程第101号)	2	附 則(平成21年3月31日平成20年度規程第101号)	01号)
1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。	月1日から施行する。		1 この規程は, 平成21年4月1日から施行する。	7%
2 平成21年3月31日に在学	平成21年3月31日に在学する者については,この規程による改正後の規	の規定にかか。	2 平成21年3月31日に在学する者については,この規程による改正後の規定にかか	よ,この規程による改正後の規定にかか
わらず、なお従前の例による。			わらず、なお従前の例による。	
附 則(平成22年3月18日平成21年度規程第59号)	式21年度規程第59号)	2	附 則(平成22年3月18日平成21年度規程第59号)	9号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。	日から施行する。	<i>'</i>)	この規程は, 平成22年4月1日から施行する。	
附則(平成23年3月17日平成22年度規程第69号)	式22年度規程第69号)	₩.	附 則(平成23年3月17日平成22年度規程第69号)	9号)

改 正 ※	現	〕
1 この規程は, 平成23年4月1日から施行する。	1 この規程は, 平成23年4月1日から施行する。	
2 平成23年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか	2 平成23年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか	よる改正後の規定にかか
わらず、なお従前の例による。	わらず,なお従前の例による。	
附 則 (平成25年3月15日平成24年度規程第60号)	附 則(平成25年3月15日平成24年度規程第60号)	
1 この規程は, 平成25年4月1日から施行する。	1 この規程は, 平成25年4月1日から施行する。	
2 平成25年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか	2 平成25年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか	よる改正後の規定にかか
わらず、なお従前の例による。	わらず、なお従前の例による。	
附 則 (平成 年 月 日平成 年度規程第 号)		
1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。		
2 平成28年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかか		
わらず,なお従前の例による。		

(制定理由) 教育学研究科の教科教育専攻の学生募集を停止し,専門職学位課程である高度教職実践専攻を設置することに伴い,所要の改正を行う。

改正案 現行 別表1 (第6条関係) 別表 (第6条関係) 究 科 教育 育 学校教育専攻 学校教育専攻 専修名 車修名 授業科目名 単 位 授業科目名 単 位 専攻共涌 研究科共通 現代教育学 現代教育学 現代教育心理学 2 現代教育心理学 2 学校臨床演習 学校教育専修 (学校教育専修共通科目) 学校教育 (学校教育専修共通科目) 学校教育総論 2 2 学校教育総論 (教育学) (教育学) 教育哲学特論 2 教育哲学特論 教育哲学演習 教育哲学演習 2 教師教育学特論 2 教師教育学特論 2 教師教育学演習 2 教師教育学演習 2 (削除) 日本教育史特論 (削除) (削除) 日本教育史演習 2 (削除) (削除) 西洋教育史特論 2 2 (削除) (削除) 西洋教育史演習 2 道徳教育特論 道徳教育特論 教材開発特論 2 教材開発特論 2 教材開発演習 2 教材開発演習 2 カリキュラム開発特論 I 2 カリキュラム開発特論 I 2 カリキュラム開発特論Ⅱ 2 カリキュラム開発特論Ⅱ 2 カリキュラム開発演習 2 カリキュラム開発演習 2 授業設計特論I 2 授業設計特論 2 授業設計特論Ⅱ 2 2 授業設計演習 授業設計演習 2 教育評価特論 2 教育評価特論 2 教育評価演習 2 教育評価演習 2 教育工学特論 2 教育工学特論 2 教育工学演習 2 教育工学演習 2 (削除) (削除) 教育制度特論 2 学校経営特論 学校経営特論 学校経営演習 2 学校経営演習 2 2 教育社会学特論 I 2 教育社会学特論 教育社会学特論Ⅱ 2 教育社会学演習 2 教育社会学演習 2 (教育心理学) (教育心理学) 教育心理学特論 2 教育心理学特論 2 教育心理学演習 2 教育心理学演習 2 認知心理学特論 認知心理学特論 認知心理学演習 認知心理学演習 2 (障害児教育学) (障害児教育学) 障害児教育学特論 障害児教育学特論 2 2 障害児教育課程特論 2 障害児教育課程特論 2 特別支援教育指導方法論特講 2 特別支援教育指導方法論特講 2 障害児教育学演習 2 障害児教育学演習 2 特別支援教育学演習 2 特別支援教育学演習 2 2 2 障害児指導法特論 障害児指導法特論 障害児臨地指導演習 4 障害児臨地指導演習 2 2 障害児心理学特論 障害児心理学特論 特別支援教育支援方法論 2 特別支援教育支援方法論 2 言語隨害児特論 2 2 言語障害児特論 障害児心理学演習 障害児心理学演習 2 2 障害児心理査定演習 I 2 障害児心理査定演習 I 2 障害児心理査定演習Ⅱ 2 障害児心理査定演習Ⅱ 2 障害児病理学特論 2 障害児病理学特論 2 2 障害児の心理・生理・病理 障害児の生理・病理 行動病理学特論 行動病理学特論 2 障害児病理学演習 障害児病理学演習 2 (削除) (削除) 発達障害児病理学特論 2 発達隨害特論 発達障害特論 2 重複障害特論 2 重複障害特論 2 言語障害児指導法演習 2 言語障害児指導法演習 2 リハビリテーション特講 2 リハビリテーション特講 2 (幼児教育学) (幼児教育学) 幼児教育学特論 幼児教育学特論 幼児教育学演習 幼児教育学演習 2 幼児心理学特論 2 幼児心理学特論 2 幼児心理学演習 2 2 幼児心理学演習 保育内容特論 2 保育内容特論 2 保育内容演習 2 保育内容演習 2 (特別研究) (特別研究) 学校教育特別研究 学校教育特別研究 臨床心理学專修 (臨床心理学専修共通科目) 臨床心理学 (臨床心理学専修共通科目) 学校カウンセリング総論 2 学校カウンセリング総論 2 (臨床心理学) (臨床心理学) 臨床心理実習 臨床心理実習 臨床心理学特論 I 2 臨床心理学特論 I 2 臨床心理学特論Ⅱ 2 臨床心理学特論Ⅱ 2 臨床心理学基礎実習 2 臨床心理学基礎実習 2 臨床心理面接特論 I 2 臨床心理面接特論 I 2 (心理療法) (心理療法) 臨床心理査定演習 I 2 臨床心理査定演習 I 2 臨床心理面接特論Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅱ (カウンセリング) (カウンセリング)

	改正案			現行	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2		臨床心理査定演習Ⅱ	2
	発達心理学特論	2		発達心理学特論	2
	発達心理学演習	2		発達心理学演習	2
	(削除)	_(削除)		動作療法演習	2
	精神医学特論	2		精神医学特論	2
	心理学研究法特論	2		心理学研究法特論	2
	(削除)	(削除)		短期療法演習	2
	家族心理学特論	2		家族心理学特論	2
	心理統計法特論	2		心理統計法特論 社会心理学特論	2
	社会心理学特論	2			2
	学校臨床心理学特論	2		学校臨床心理学特論	2
	学校臨床心理学演習	2		学校臨床心理学演習	2
	(特別研究)			(特別研究)	
	学校教育特別研究 (削除)	4		学校教育特別研究 教 科 教 育 専 攻	4
専修名	授業科目名	単位	専修名	授業科目名	単位
教科教育専修	(国語教育分野)		国語教育	(国語教育専修共通科目)	
	国語教育総論	2		国語教育総論	2
	(削除)			(国語科教育)	
	国語科教育特論 I	2		国語科教育特論 I	2
	国語科教育特論Ⅱ	2		国語科教育特論Ⅱ	2
	国語科教育特論Ⅲ	2		国語科教育特論Ⅲ	2
	国語科教育特論IV	2		国語科教育特論IV	2
	国語科教育演習 I	2		国語科教育演習 I	2
	国語科教育演習Ⅱ	2		国語科教育演習Ⅱ	2
	国語科教育演習Ⅲ	2		国語科教育演習Ⅲ	2
	国語科教育演習Ⅳ	2		国語科教育演習IV	2
	国語科授業研究	2		国語科授業研究	2
	_(削除)			_(国語学)_	
	国語学特論 I	2		国語学特論 I	2
	国語学特論Ⅱ	2		国語学特論Ⅱ	2
	国語学特論Ⅲ	2		国語学特論Ⅲ	2
	国語学特論IV	2		国語学特論IV	2
	(削除)	(削除)		国語学特論V	<u>2</u>
	(削除)	(削除)		国語学特論VI	<u>2</u>
	国語学演習 I	2		国語学演習 I	2
	国語学演習Ⅱ	2		国語学演習Ⅱ	2
	国語学演習Ⅲ	2		国語学演習Ⅲ	2
	国語学演習Ⅳ	2		国語学演習IV	2
	(削除)			(国文学)	
	国文学特論 I	2		国文学特論 I	2
	国文学特論Ⅱ	2		国文学特論Ⅱ	2
	国文学特論Ⅲ	2		国文学特論Ⅲ	2
	国文学特論IV	2		国文学特論IV	2
	国文学演習 I	2		国文学演習 I	2
	国文学演習Ⅱ	2		国文学演習Ⅱ	2
	国文学演習Ⅲ	2		国文学演習Ⅲ	2
	国文学演習Ⅳ	2		国文学演習IV	2
	(削除)			_(漢文学)_	
	(削除)	(削除)		漢文学特論 I	<u>2</u>
	_(削除)	(削除)		漢文学特論Ⅱ	<u>2</u>
	漢文学演習	2		漢文学演習	2
	(削除)			(書 道)	
	書道特論 I	2		書道特論 I	2
	書道特論Ⅱ	2		書道特論Ⅱ	2
	書道演習 I	2		書道演習 I	2
	書道演習Ⅱ	2		書道演習Ⅱ	2
	(特別研究)			(特別研究)	
	国語教育特別研究	4	#1 A 201 by 1	国語教育特別研究	4
(削除)	(社会科教育分野)		社会科教育	(社会科教育専修共通科)	
	社会科教育実践論	2		社会科教育実践論	2
	(削除)			(社会科教育)	
	社会科教育特論 I	2		社会科教育特論 I	2
	社会科教育特論Ⅱ	2		社会科教育特論Ⅱ	2
	社会科教育演習I	4		社会科教育演習 I	<u>2</u>
	社会科教育演習Ⅱ	4		社会科教育演習Ⅱ	2
	社会科授業研究	2		社会科授業研究	2
	(削除)			(歴史学)	
	外国史学特論	2		外国史学特論	2
	日本史学特論	2		日本史学特論	2
	外国史学演習	4		外国史学演習 I	4
	(削除)	_(削除)		外国史学演習 I	4
	日本史学演習	4		日本史学演習 I	4
	(削除)	(削除)		日本史学演習Ⅱ	<u>4</u>
	_(削除)			(地理学)	
	自然地理学特論	2		自然地理学特論	2
	人文地理学特論	2		人文地理学特論 I	2
	_(削除)	(削除)		人文地理学特論Ⅱ	<u>2</u>
	自然地理学演習	4		自然地理学演習 I	4
	(削除)	(削除)		自然地理学演習Ⅱ	<u>4</u>
	人文地理学演習	4		人文地理学演習 I	4
	(削除)	(削除)		<u>人文地理学演習Ⅱ</u>	<u>4</u>
	(削除)			(法律学)	
	(113124)				
	法律学特論	2		法律学特論	2
		2 4		法律学特論 法律学演習 I	2 4

	改正案				現行	
	(削除)_				(政治学)	
	政治学特論 政治学演習	2 4			政治学特論 政治学演習 I	2 4
	(削除)	(削除)			政治学演習Ⅱ	4
	(削除)	(113198)			(経済学)	_
	経済学特論	2			経済学特論	2
	経済学演習	4			経済学演習I	4
	(削除)	(削除)			経済学演習Ⅱ	<u>4</u>
	(削除)				(社会学・文化人類学)	
	(削除)_	(削除)			社会学特論	<u>2</u>
	文化人類学特論	2			文化人類学特論	2
	(削除)	(削除)			社会学演習 I	4
	(削除)	(削除)			社会学演習Ⅱ	4
	文化人類学演習	(削除)			文化人類学演習I	4
	<u>(削除)</u> (削除)	<u>(FIDE)</u>			<u>文化人類学演習Ⅱ</u> (哲 学)	4
	哲学特論	2			哲学特論	2
	哲学演習	4			哲学演習I	4
	(削除)	(削除)			哲学演習Ⅱ	4
	(削除)				(宗教学)	
	倫理学特論	2			宗教学特論	2
	倫理学演習	4			宗教学演習 I	4
	(削除)	(削除)			宗教学演習Ⅱ	<u>4</u>
	(特別研究)				(特別研究)	
	社会科教育特別研究	4			社会科教育特別研究	4
(削除)	(数学教育分野)			数学教育	(数学教育専修共通科目)	
	数学教育総論	2			数学教育総論	2
	(削除)				<u>(数学科教育)</u>	
	数学科教育特論 I	2			数学科教育特論 I	2
	数学科教育特論 II 数学科教育演習	2 2			数学科教育特論Ⅱ 数学科教育演習	2 2
	数学科授業研究	2			数学科授業研究	2
	(削除)	2			(代数学)	2
	代数学特論	2			代数学特論	2
	代数学演習	2			代数学演習	2
	(削除)				(幾何学)	
	幾何学特論	2			幾何学特論	2
	幾何学演習	2			幾何学演習	2
	(削除)_				_(解析学)_	
	解析学特論	2			解析学特論 I	2
	(削除)_	(削除)			解析学特論Ⅱ	2
	(削除)	(削除)			解析学特論Ⅲ	2
	解析学演習	2			解析学演習 I	2
	(削除)	(削除)			解析学演習Ⅱ	2
	(削除)	(削除)			解析学演習Ⅲ	2
	(削除)	(削除)			<u>応用解析学特論</u>	2
	<u>(削除)</u> (特別研究)	_(削除)			数値解析学特論 (特別研究)	2
	数学教育特别研究	4			数学教育特別研究	4
(削除)	(理科教育分野)	4		理科教育	(理科教育専修共通科目)	4
(1111217)	理科教育総論	2			理科教育総論	2
	(削除)				(理科教育)	
	理科教育特論 I	2			理科教育特論 I	2
	理科教育特論Ⅱ	2			理科教育特論Ⅱ	2
	理科教育演習I	2			理科教育演習I	2
	理科教育演習Ⅱ	2			理科教育演習Ⅱ	2
	理科授業研究	2			理科授業研究	2
	(削除)				_(物理学)_	
	物理学特論 I	2			物理学特論 I	2
	物理学特論Ⅱ	2			物理学特論Ⅱ	2
	(削除)	(削除)			物理学特論Ⅲ	<u>2</u>
	物理学演習I	2			物理学演習I	2
	物理学演習Ⅱ	2			物理学演習Ⅱ	2
	(削除)	_(削除)			物理学演習Ⅲ	<u>2</u>
	(削除) (化学性验 I				_(化_学) (化学性验 I	
	化学特論 I	2			化学特論 I	2
	化学特論Ⅱ	(当時令)			化学特論Ⅱ 化学性診Ⅲ	2
	<u>(削除)</u> 化学演習 I	(削除)			化学特論Ⅲ	2 2
	化字演習Ⅱ 化学演習Ⅱ	2 2			化学演習 I 化学演習 II	2 2
	(削除)	(削除)			化学演習Ⅲ	2 2
	(削除)	(11/1/47)			(生物学)	4
	生物学特論 I	2			生物学特論 I	2
	生物学特論Ⅱ	2			生物学特論Ⅱ	2
	生物学特論Ⅲ	2			生物学特論Ⅲ	2
	(削除)_	(削除)			生物学特論Ⅳ	2
	(削除)	(削除)			生物学特論V	<u>2</u>
	生物学演習 I	2			生物学演習I	2
	生物学演習Ⅱ	2			生物学演習Ⅱ	2
	生物学演習Ⅲ	2			生物学演習Ⅲ	2
	(削除)	(削除)			生物学演習IV	<u>2</u>
	(削除)	(削除)			生物学演習V	<u>2</u>
	_(削除)				(地 学)	
	地学特論	2			地学特論 I	2
	(削除)	(削除)	1		地学特論Ⅱ	<u>2</u>
	(削除)	(削除)			地学特論Ⅲ	2

	改正案			現行	
	<u>地学演習</u>	2		<u>地学演習 I</u>	2
	(削除)	(削除)		地学演習Ⅱ	<u>2</u>
	_(削除)	(削除)		地学演習Ⅲ	<u>2</u>
	(特別研究)			(特別研究)	
	理科教育特別研究	4		理科教育特別研究	4
(削除)	_(音楽教育分野)_		音楽教育	(音楽教育専修共通科目)	
	音楽教育総論	2		音楽教育総論	2
	(削除)			(音楽科教育)	
	音楽科教育特論	2		音楽科教育特論 I	2
	_(削除)	(削除)		音楽科教育特論Ⅱ	2
	音楽科教育演習	2		音楽科教育演習I	2
	(削除)	(削除)		音楽科教育演習Ⅱ	2
	(削除)	(削除)		音楽科教材論	2
	音楽科授業研究	2		音楽科授業研究	2
	(削除)			(声 楽)	
	声楽研究特論 I	2		声楽研究特論 I	2
	声楽研究特論Ⅱ	2		声楽研究特論Ⅱ	2
	声楽演習I	2		声楽演習I	2
	声楽演習Ⅱ	2		声楽演習Ⅱ	2
		2			2
	(削除)			(器 楽)	
	器楽研究特論 I	2		器楽研究特論 I	2
	器楽研究特論Ⅱ	2		器楽研究特論Ⅱ	2
	器楽演習 I	2		器楽演習I	2
	器楽演習Ⅱ	2		器楽演習Ⅱ	2
	(削除)			(作曲・指揮法)	
	作曲理論研究特論	2		作曲理論研究特論	2
	作曲演習	2		作曲演習	2
	指揮研究特論	2		指揮研究特論	2
	(削除)			(音楽学)	
	音楽学研究特論	2		音楽学研究特論	2
	(削除)	(削除)		音楽学演習	2
	(特別研究)			(特別研究)	-
	音楽教育特別研究	4		音楽教育特別研究	4
(削除)	(美術教育分野)	1	美術教育	(美術教育専修共通科目)	1
(11161)	美術教育実践論	2	200320	美術教育実践論	2
	(削除)	2		(美術科教育)	2
	美術科教育特論 I	2		美術科教育特論 I	2
	美術科教育特論Ⅱ	2		美術科教育特論Ⅱ	2
	美術科教育演習	2		美術科教育演習	2
	美術科授業研究	2		美術科授業研究	2
	(削除)			(絵 画)_	
	絵画特論	2		絵画特論	2
	絵画演習	2		絵画演習	2
	(削除)			(彫 刻)	
	彫刻特論	2		彫刻特論	2
	彫刻演習	2		彫刻演習	2
	(削除)			(デザイン)	
	デザイン特論	2		デザイン特論	2
	デザイン演習	2		デザイン演習	2
	(削除)	2		(工 芸)	2
	工芸特論	2		工芸特論	2
	工芸演習	2		工芸演習	2
		2			2
	(削除)			(美術理論·美術史)	
	美術理論特論	2		美術理論特論	2
	美術史演習	2		美術史演習	2
	(特別研究)			(特別研究)	
	美術教育特別研究	4		美術教育特別研究	4
(削除)	(保健体育分野)		保健体育	(保健体育専修共通科目)	
	保健体育実践論	2		保健体育実践論	2
	(削除)			(保健体育科教育)	
	保健体育科教育特論 I	2		保健体育科教育特論 I	2
	保健体育科教育特論Ⅱ	2		保健体育科教育特論Ⅱ	2
	保健体育科教育演習 I	2		保健体育科教育演習 I	2
	保健体育科教育演習 Ⅱ	2		保健体育科教育演習Ⅱ	2
	保健体育科授業研究	2		保健体育科授業研究	2
	(削除)			(体育学)	Į ,
	体育学特論 I	2		体育学特論 I	2
	体育学特論 II	2 2		体育学特論 II	2
	(削除)	(削除)		体育学特論Ⅲ 体态学波器Ⅰ	2
	体育学演習 I	2		体育学演習 I	2
	体育学演習 II	2		体育学演習 II	2
	(削除)	_(削除)		体育学演習Ⅲ	<u>2</u>
	(削除)			_(運動学)_	
	運動学特論 I	2		運動学特論 I	2
	運動学特論Ⅱ	2		運動学特論Ⅱ	2
	運動学特論Ⅲ	2		運動学特論Ⅲ	2
	(削除)	2		運動学特論IV	<u>2</u>
	運動学演習 I	2		運動学演習I	2
	運動学演習Ⅱ	2		運動学演習Ⅱ	2
	運動学演習Ⅲ	2		運動学演習Ⅲ	2
	(削除)	_(削除)		運動学演習IV	2
	(削除)			(学校保健)	
				学校保健特論 I	2
	学校保健特論 I	2			
	学校保健特論 I 学校保健特論 Ⅱ	2 2		学校保健特論Ⅱ	2

	改正案			現行	
	学校保健演習Ⅱ	2		学校保健演習Ⅱ	2
	(削除)	(削除)		学校保健演習Ⅲ	2
	(特別研究)			(特別研究)	-
	保健体育特別研究	4		保健体育特別研究	4
(削除)	(技術教育分野)	4	技術教育	(技術教育専修共通科目)	- 4
(月11分)		_	1X //1 4X FI		_
	技術教育総論	2		技術教育総論	2
	<u>(削除)</u>			<u>(技術科教育)</u>	
	技術科教育特論	2		技術科教育特論	2
	技術科教育演習	1		技術科教育演習	1
	技術科教材特論	2		技術科教材特論	2
	技術科授業研究	2		技術科授業研究	2
	総合技術教育論			汉州行汉来明元	2
		2		(5 5)	
	(削除)			(電 気)	
	電気電子技術特論	2		電気電子技術特論	2
	電気電子技術演習	2		電気電子技術演習	2
	(削除)			_(機 械)_	
	機械技術特論	2		機械技術特論	2
	機械技術演習	2		機械技術演習	2
	(削除)	2		(金属工学)	
		2			
	金属工学特論	2		金属工学特論	2
	金属工学演習	2	1 1	金属工学演習	2
	(削除)_		1 1	(情 報)	
	情報技術特論	2	1 1	情報技術特論	2
	情報技術演習	2		情報技術演習	2
	(特別研究)			(特別研究)	
	技術教育特別研究	4		技術教育特別研究	4
(削除)	(家政教育分野)	4	家政教育	(家政教育専修共通科目)	- 4
(月118末)		2	3/4/4/A		
	家政教育実践論	2		家政教育実践論	2
	(削除)			(家庭科教育)	
	家庭科教育特論	2		家庭科教育特論I	2
	(削除)	(削除)		家庭科教育特論Ⅱ	2
		2		家庭科教育演習 I	2
	(削除)	(削除)		家庭科教育演習Ⅱ	<u>2</u>
		2			2
	家庭科授業研究	2		家庭科授業研究	2
	(削除)			_(食物学)_	
	食物学特論	2		食物学特論	2
	食物学演習	2		食物学演習	2
	(削除)			(被服学)	
	被服学特論	2		被服学特論	2
	被服学演習	2		被服学演習	2
		2			2
	(削除)			(住居学)	
	住居学特論	2		住居学特論	2
	住居学演習	2		住居学演習	2
	(削除)			(保育学)	
	保育学特論	2		保育学特論	2
	(削除)	(削除)		保育学演習	<u>2</u>
	(削除)	_/13/kg/_	1 1	(家政学)	<u>~</u>
		(本日4人)	1 1		_
	(削除)	(削除)_	1 1	家政経営学特論	2
	(削除)	_(削除)	1 1	家政経営学演習	<u>2</u>
	(特別研究)		1 1	(特別研究)	
	家政教育特別研究	4	1 1	家政教育特別研究	4
(削除)	(英語教育分野)		英語教育	(英語教育専修共通科目)	
	英語教育実践論	2	1 1	英語教育実践論	2
		4	1 1		2
	(削除)		1 1	(英語科教育)	_
	英語科教育特論 I	2	1 1	英語科教育特論 I	2
	英語科教育特論 Ⅱ	2	1 1	英語科教育特論Ⅱ	2
	英語科教育演習	2	1 1	英語科教育演習	2
	英語科授業研究	2	1 1	英語科授業研究	2
	異文化間コミュニケーション論特論	2	1 1	異文化間コミュニケーション論特論	2
	異文化間コミュニケーション論演習	2	1 1	異文化間コミュニケーション論演習	2
		4	1 1		2
	(削除)		1 1	(英語学)	
	英語学特論	2	1 1	英語学特論 I	2
	_(削除)	(削除)	1 1	<u>英語学特論 Ⅱ</u>	<u>2</u>
	英語学演習	2	1 1	英語学演習 I	2
	(削除)	(削除)	1 1	英語学演習Ⅱ	2
	(削除)		1 1	(英米文学)	_
	<u> </u>		1 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	英米文学特論	2	1 1	英米文学特論	2
	英米文学演習	2	1 1	英米文学演習	2
		2			
	(特別研究)			(特別研究)	

改正案	現行	
別表 2 (第 6 条関係)		
教育学研究科		
専門職学位課程 高度教職実践専攻		
授業科目名	単 位	
(共通科目)		
特色ある教育課程の編成と評価	<u>2</u>	
授業研究と教育評価	<u>2</u>	
子ども支援の協働体制	<u>2</u>	
学級づくりと学校づくり	<u>2</u>	
未来の学校と期待される教師 I	<u>2</u>	
未来の学校と期待される教師Ⅱ	<u>2</u>	
状況分析チーム演習	<u>2</u>	
授業・学級づくりチーム演習	<u>2</u>	
個に応じた教育チーム演習	<u>2</u>	
学校・地域活性化チーム演習	<u>2</u>	
(コース科目 教職基盤形成コース)		
教育臨床研究入門	<u>1</u>	
臨床実践研究とリフレクション I	<u>2</u>	
臨床実践研究とリフレクションⅡ	<u>2</u>	
臨床実践研究とリフレクションⅢ	<u>2</u>	
<u>臨床実践研究とリフレクションIV</u>	<u>2</u>	
(コース科目 高度教職開発コース)		
メンタリングの理論と実践	<u>1</u>	
高度実践研究とリフレクションI	2	
高度実践研究とリフレクションⅡ	2	
高度実践研究とリフレクションⅢ	<u>2</u>	
高度実践研究とリフレクションIV	<u>2</u>	
(選択科目)		
学校マネジメント	<u>2</u>	
校内研究の企画・運営	1	
通常学級における特別支援教育	1	
へき地小規模校における教育実践	1	
学校におけるICT活用	<u>1</u>	
海外学校臨床実習	2	
教育課題特別演習 I	1	
教育課題特別演習Ⅱ	1	
授業内容研究 (初等)	1	
授業内容研究(中等)	<u>1</u>	
教材開発演習 (初等)	<u>1</u>	
教材開発演習 (中等)	<u>1</u>	
指導案構築演習 (初等)	<u>1</u>	
指導案構築演習(中等)	<u>1</u>	
授業方法研究 (初等)	<u>1</u>	
授業方法研究 (中等)	<u>1</u>	
授業課題特別演習I	1	
授業課題特別演習Ⅱ	<u>1</u>	
(実習科目)		
教育実践実地研究 I	3	
教育実践実地研究Ⅱ	<u>7</u>	

〇信州大学大学院教育学研究科委員会規程 (平成 16 年 4 月 1 日信州大学規程第 74 号) 改正

平成 19年2月22日平成18年度規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、信州大学大学院研究科委員会通則(平成16年信州大学通則第4号)第10条及び信州大学大学院教育学研究科規程(平成16年信州大学規程第73号)第4条第2項の規定に基づき、信州大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究科委員会は、研究科長及び信州大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に所属する教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、研究科に所属する准教授、講師又は助教を加えることができる。

(審議事項)

- 第3条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 研究科担当の教員の選考に関すること。
- (2) 研究科の組織に関すること。
- (3) 研究科の教育課程に関すること。
- (4) 大学院学生の入学, 退学, 転学, 休学, 修了の認定その他身分に関すること。
- (5) 学位に関すること。
- (6) 大学院学生の厚生補導に関すること。
- (7) その他研究科に関する重要な事項

(委員長)

- 第4条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。
- 第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。 (議事)
- 第6条 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 議事は,信州大学学位規程(平成 16 年信州大学規程第 19 号)第 15 条に規定するものを除き,出席委員の過半数をもって決し,可否同数のときは,議長が決する。
- 3 海外旅行,内地留学及び休職中の委員は,委員総数に算入しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 研究会委員会は、必要に応じ、委員以外の者を研究科委員会に出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成 19年2月22日平成18年度規程第68号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。